

平成20年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成20年9月4日

招集 場所 野洲市役所議場

応招 議員
 1 番 三和 郁子 2 番 矢野 隆行
 3 番 梶山 幾世 4 番 内田 聡史
 5 番 奥村 治男 7 番 川口 東洋
 8 番 西本 俊吉 9 番 本田 章紘
 10 番 田中 良隆 11 番 藤下 茂昭
 12 番 中島 一雄 13 番 田中 孝嗣
 14 番 中田 幸子 15 番 小島 進
 16 番 野並 享子 17 番 小菅 六雄
 18 番 鈴木 市朗 19 番 原田 薫
 20 番 田中栄太郎 21 番 林 克
 23 番 河野 司

不応招議員 24 番 秦 眞治

出席 議員 応招議員に同じ

欠席 議員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
教 育 長	大堀 義治	会 計 管 理 者	山中 重樹
まちづくり政策室 政 策 監	南 喜代志	総 務 部 長	前田 健司
市 民 健 康 福 祉 部 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 長	堤 文男
環境経済部長	岡野 勉	環 境 経 済 部 政 策 監	土肥 義博
教 育 部 長	東郷 達雄	まちづくり政策室 次 長	中島 宗七
総 務 部 次 長	富田 久和	市 民 健 康 福 祉 部 次 長	佐敷 政紀
都 市 建 設 部 次 長	高田 一巳	環 境 経 済 部 次 長	川端 良雄
教 育 部 次 長	山本 治一郎	監 査 委 員 事 務 局 長	市田 新一
秘 書 課 長	立入 孝次	総 務 課 長	川端 弘一

企画財政課長 小嶋 祐太郎

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	赤坂 悦男	書記	吉川 加代子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 議第53号及び議第55号から議第75号まで
(野洲市まちづくり寄附条例 他21件)
質疑、常任委員会付託
- 第4 議第54号及び議第77号
(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に
関する条例 他1件)
質疑、討論、採決
- 第5 請願第4号 肥料・飼料等価格高騰に関する請願書
常任委員会付託
- 第6 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(林 克君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(林 克君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員21名、欠席議員1名、欠席議員は24番、秦眞治君であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりでありますので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(林 克君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第7番、川口東洋君、第8番、西本俊吉君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(林 克君) 日程第3、議第53号及び議第55号から議第75号まで、野洲市まちづくり寄附条例他21件を一括議題とします。

それでは、各議案に対する質疑を行います。

議案質疑通告書が提出されておりますので発言を許します。その順位はお手元の議案質疑一覧表のとおりです。

まず、議第53号及び議第55号から議第58号までの各議案に対する質疑を行います。

第16番、野並享子君。

○16番(野並享子君) おはようございます。議第53号野洲市まちづくり寄附条例、議第56号野洲市税条例の一部を改正する条例、この2つは関連した条例であるため一括質問を行います。

本条例は今年4月30日、国会で地方税法改正案が再議決という形で成立したことによる改正です。この国会での審議では、衆議院可決後参議院での審議途中にも関わらず衆議院で可決してから60日経過したが結論を見なかったということでみなし否決され、衆議院本会議において再議決という形で成立しました。衆議院で自民・公明党が3分の2の議席を持っているため、自民・公明の賛成、共産党反対、民主党などは欠席という状況のもと、ごり押しで法案が通っています。

このとき再議決されたのは、地方税法改正とガソリン税や自動車重量税などの暫定税率の10年延長、ふるさと納税制度の創設、65歳以上の方の年金から住民税を天引きする制度の導入などがありました。

今回提案されています野洲市税条例改正は、これら国会で可決されたことによるものですが、多くの国民にとって重大な変更を伴う改正を参議院で審議中にも関わらず衆議院で再議決し通してしまうやり方は、大きな問題ではないでしょうか。

6月議会で専決処分された住民税の年金天引きの問題を質疑し、反対をいたしました。その市議団ニュースを見られた市民は激憤されています。法律をつくる時、国民生活に重大な影響が及ぶような問題についてはもっと国民に知らせなくてはならない、全く国民が知らない間に法律がつくられるというのでは、立法、行政、司法の役割、議会、内閣、裁判所という独立した三権分立がないではないかと言われていました。この基本的な問題に対して、末端の行政はどのような見識を持っておられるのかお尋ねいたします。

次に、年金から住民税を天引きするやり方です。税金は自主申告、自主納税となっています。6月議会でもこの問題をお尋ねしましたが、当局は天引きしても申告に基づいているのだから自主納税は侵していない、納税は義務だと言われてきました。納税の義務は理解しておりますが、自主申告すれば天引きできるというのとは全く違います。納税という名詞は「税を納める」です。江戸時代でも年貢を納める、誰が納めるのか。それは国民が納めているのです。天引きは納めているのではなく収奪です。しかも、介護保険料、国保税、住民税の合計が年金の2分の1以内と規定されていますが、逆に言うならば年金の半分までは天引きするということでもあります。その月の生活がどのような状況であろうと天引きをする。それが自主納税でしょうか。この国語的な見地からも、さらに国民の生活を守るということからも見解を求めます。

さらに、有無を言わさない強制天引きは、市民の生活実態、納税能力に関わらず行われます。このようなことになれば、市民の立場に立った納税相談が軽視され、市民の暮らしを脅かすだけではないでしょうか。この点での見解を求めます。

今回の条例改正で、ふるさと納税制度が提案されています。野洲市まちづくり基本条例の寄附条項と兼ね合わせて出されています。まず最初に基本的な問題について質問します。

第1点目は、地方自治体において全国どこでも同じような行政が行えるように、地方交付税が交付されています。人口や面積など考慮して計算された地方交付税ですが、小泉内閣の三位一体改革において、権限委譲はされましたが税源移譲はされず、逆に交付税や補助金が削減され、どの地方自治体でも大変な運営を余儀なくされています。こうした中で、ふるさと納税の発想が出てきました。このような寄附に頼る行政では、自治体間に不均衡が生じるのではないのでしょうか。今回の地方税法の改正で、寄附金から5,000円を引いた残りの1割を税額控除にするというのですから、寄附を受ける自治体はいいかもしれませんが、他の市に寄附をする住民が多ければ税額控除ばかりで財政的にも大変になるのではないのでしょうか。本来地方間の財政調整機能は地方交付税制度であります。ですから、

今なすべきことは地方交付税の削減ではなく交付税制度の拡充こそ必要です。にも関わらず、このような地方税法の邪道とも思われる税制改正について見解を求めます。

次に、野洲市のまちづくり基本条例に基づく寄附ともあわせ、6項目の事業種類に分けられています。市民が我がまちを思い、その自治体に寄附行為を行うということそのものを否定するものではございませんが、寄附がされたとき、どのような機関がどのような判断に基づき事業を執行されるのかは重要であり、見解をお聞きいたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 皆さん、おはようございます。議第53号野洲市まちづくり寄附条例並びに議題56号野洲市税条例の一部を改正する条例の野並議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、基本的な問題に対してのご質問でございまして、末端の行政はどのような見解を持っているのかというご質問でございまして。

国におきましては、毎年のように税制改正論議の後、所得税法や地方税法等が改正されます。大幅な改正の場合、その内容を掲載したパンフレットなどが作成、配付されて本市におきましても広報などに改正内容を掲載しまして周知をしてきたところでございます。

しかしながら、過去の所得税の控除の見直し、あるいは恒久減税の廃止のときなどでございますが、国からの説明や周知が十分でなかったことから、波及する住民税の課税段階で各市町村の窓口が混乱を来したことは周知の事実でございます。そのため、税務署や県を通じまして、国への対応の充実、改善を要望してきたところでございます。

今後もそうした関係当局の方に十分な説明あるいは啓発を求めてまいりたいというふうに考えております。

次に、市税条例の一部改正についてのご質問でございます。

まず税で自主申告、自主納税と言われるものにつきましては、所得税、消費税、相続税、贈与税などで、自らが申告で税額計算をして納付するものでございます。すべての税金がこの自主申告、自主納税ではございません。市税の固定資産税も所得税の所得額や控除額を根拠とする住民税も、本市が賦課決定を行いまして、納税者に課税通知と納税通知をさせていただいております。

本市をはじめ多くの地方自治体が市税の自主納付を啓発しておりますのは、直接納付書を送付している納税者、いわゆる普通徴収の納税者でございますが、その納税者へ納付期限内に自主的に金融機関等に確実に納付していただくことでございますので、自主申告と

自主納税につきましてご理解をいただきたいと思ひます。

次に、住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入でございますが、現在は年金生活者である納税者の方々には年4回の納期で1年間の住民税を納付いただいておりますが、これを年6回の年金給付時に特別徴収という方法で納付していただくことに改正するものでございます。特に年金受給者の方につきましては65歳以上の高齢者が多いことから、納付回数をふやして1回の納付額を少なくすること、また納付書で金融機関等で納付する手間を省くという利点を考えての納付方法の改正でございますが、現在の普通徴収の方法と比較して、年金生活者の生活を決して脅かす等々の話にはならないと思っております。

次に、第1点目のふるさと納税制度についてのご質問でございますが、これは納税者本人の意思により地方公共団体への寄附行為をもって自らの住民税の一部を住んでいるところとは別の自治体に納めることができるというものでございます。また、控除対象額を上げて拡充し、今後さらに寄附文化を醸成していくという考えから実施されるものでございます。しかしながら、寄附金税額控除の限度額などが定められておりますことから、本市をはじめとする地方自治体の財政を大きく左右する内容とは考えておりません。

次に、第2点目のご質問にお答えいたします。まず、すべてまちづくり寄附条例に基づいて寄附をいただく方には、市民活動への支援や福祉、教育、環境など、第2条の各号に規定する事業を選択していただきます。そしてお寄せいただいた寄附金は一般会計の歳入予算に計上しまして、一旦基金に積み立てて管理、運用をすることとします。また、寄附金を積み立てた基金を各種事業に活用する場合、一般会計予算に繰り入れ、歳出でその用途を明らかにするものとしております。

なお、第2条第1号に規定する市民活動への支援につきましては、野洲市まちづくり基本条例推進委員会からいただきました答申内容を尊重しまして、あらかじめ第三者機関による審査を行うなど、みんなが支え合う市民活動を実現するために公平かつ透明性の高い制度の仕組みが必要であると考えております。

また、同条第2号から第6号に規定する各種事業につきましては、寄附いただいた方の意向を十分尊重しまして、選択いただいた事業に充当してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 今、ご答弁いただきました。周知徹底がこれまでもされなかつ

たので窓口で混乱を起こしたということですが、周知徹底以前の問題として住民の皆さん、国民の皆さんが大幅な増税になるということに対して、やはり窓口に殺到されたのではないのでしょうか。減税になるのだったら、私は窓口に殺到して混乱を起こすというようなことはなかったと思うのですよ。周知の問題でなく、今の生活が本当に大変な状況になっている中で、定率減税が半減、廃止、住民税が、所得税が5%になって10%になるという一連の中で皆さんの思いがびっくりというのか、そういう状況ではなかったのでしょうか。周知をしたら窓口には来られなかったというのではないと私は思うのですけれども。今回、この天引きという形になりますと、窓口に行ってももう既に天引きされていますよね。既に取りってしまったおられる中で、窓口に行っても本当にどうしようもないと。国が決めたからということで広報でお知らせをするといっても、9月議会でこの条例が通らなければそういう広報でお知らせするということができないのではないのでしょうか。野洲市だけが拒否するというわけにはいかない、国の上位法の関係もありますけれども、こういった決まったことを伝えるというのが啓発という形になっていますよね。事前にお知らせするというふうなものではないという状況なのと違うのですか。このあたり本当に、来年10月から住民税が年金天引きになるということが国会で4月に決まっていますけれども、そしてどれだけの方が、国民が知っているか。そういうふうなところのデータはお持ちでしょうか。同じことが起こってくるのではないかというふうに私は思います。

そして、今言われた固定資産税とか住民税は行政が算定をやってしているのだから、自主申告、自主納税に当たらないというふうな形でお逃げになりましたけれども、税というとらまえ方ですが、さっきも江戸時代の年貢の話を行いましたように、やはり「おさめる」ですよね。漢字でも「納める」。決めたからそれを払うのが当然だという形でいくと、上からものをぼんと見た見方ですよね。その家庭の事情もある中で、分割とかいろんな形で納めていただくという行政の姿勢と全く逆転すると私は思うのです。払うのは当然ではないか、家に病人が出て医療費がどれだけかかろうとそんなもの知ったことじゃない、払うのが当然。ぴんと天引きでしょう。この考えそのものがやはり間違っていると思うのですよ。生活している方を、本当にそこを優先しなければいろんな事情、滞納をされているというのはそれなりに事情があつての滞納だと思ふのです。納付の率を上げるためにこういう年金天引きというような形をとられるというのは、私はどだい間違っていると。

そしたらお尋ねいたしますけれども、65歳以上の方でどれだけの方が滞納になっていると、これで、国がねらっている税金を100%確実に取れるようにするということですか

ら、そういう方がどれだけおられるのか。それで手間が省けるとおっしゃいましたね。今、納付書で納めておられる方が何割おられるのでしょうか。その方に、銀行引き落としにして下さいというのを多分ずっと用紙を入れておられると思うんです。それでも納付書という方がおられる。それはどれだけの割合でどういう状況だからそういう選択をしているのだということをつかんでおられるのでしょうか。実態、市民の生活、それを選択されている理由、そういったものをつかんでおられるのでしょうか。

ふるさと納税の部分で、一般会計に入れて基金に積み立て、そして後また一般会計から支出をしていく。この仕組みそのものは、寄附が今までそういう状況ですからそれはそれでいいと思います。②から⑤の福祉の充実とか次世代に引き継ぐための事業、自然環境とか経済とか人を育てるとかいうふうな形で分けられていまして、今まで私が議員をさせていただいている中で、こういう寄附のときに学校の子どもの遊具を充実してほしいから寄附をするという、そういう思い、また福祉に使ってほしいとかいうことで寄附をされてそこに充当されていっているという目的的に大体寄附はされると思うんです。何に使ってもいいからと寄附はされないと。そういう中で①の部分、まちづくりの状況で第三者機関を設けてそこで検討していくということですが、市民活動はハンドブックを見ても200団体ぐらいありますよね。その中でどういう形で配分をされるのか。その部分が今の説明では不明確、透明性と言われたけれども全然わかりません。その部分が本当に明らかになってみんなが納得をしなければもめますよ。何であそこがというふうなね。そういうことで、ここの部分をどういう方々で何人ぐらいでどういうふうな第三者機関をつくっていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 野並議員の再質問に、何点かの再質問をいただきましたのでお答えをいたしたいと思います。

最初に、市民の周知が十分でないための窓口での混乱に関してのご質問でございます。

大幅な増税を国の方でされたから窓口が混乱したのではないかというようなご質問だったと思いますが、考え方といたしましては、我々末端の行政といたしましては、上位法の改正等で増税となる場合、あるいは定率減税のことを十分に国民に周知をし、理解を得るかということが肝要なことだと思っておりますし、今後につきましても可能な限りいち早く住民の方に制度改正についてはお知らせをしていきたいというふうに考えておりますし、今回の制度改正におきましても、当然法律はできましたけれども条例で定めた後というこ

とでございますので、条例の議決をいただいた後に正式に広報等でその制度の改正の周知をしていきたいというふうに考えております。

あと、この制度改正を市民の方がどれだけ周知しているかというそうしたデータ、把握はしているのかということでございますが、これにつきましては現在のところ把握はしておりません。

それから、税のとらまえ方という中で、年金天引きのとらまえ方をいかに考えているのかというようなご質問であったかと思えます。今回の制度におきましては、先ほども申し上げましたように、その徴収方法を法令あるいは条例で規定いたしまして、天引きとおっしゃっておりますけれども、特別徴収という方法で、対象者を限定した中ですべての年金受給者を特別徴収にするものではございませんので、年額18万円以上の方を対象ということになってございます。そうした対象者を限定させていただく中で税を徴収するものでございますので、その徴収方法を改正させていただくと。その改正にあたっては当然納税者の利便を図るといった意味で、納付回数におきましても従前普通徴収ですと4回でございましたものを年6回に回数をふやすことによって、1回の納める額が少なくなる。こうした便宜、それから普通徴収ですと納期限に銀行等の窓口で納付しに行かなければならないというような煩わしさもございますので、そうしたことから便宜が図れるのではないかなということ、これについては当然全国市長会なり全国町村会からも要望がされたところでございますので、その背景は納税者の声を反映されたものであるというふうに考えておるところでございます。

それから、65歳以上の滞納者の方は何名おられるのかというようなご質問につきましては、今のところ把握してございませんのでよろしくお願いたしたいと思えます。

それと、現在普通徴収の納税者は3,437人でございます。

それから、決められたから払うのが当然という考え方、また家庭の事情もあるのではないかというご質問をいただいておりますけれども、家庭の事情と今回の特別徴収制度の導入とは別の問題としてとらまえていただきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） おはようございます。ただいま議案質疑で野並議員から再度ご質問がございましたまちづくり寄附条例に関しますご質問にお答えを申し上げます。

先ほどの質問では市民活動をどのようにして支援するのか、あるいは支援する奨励金をどういうふうに分けるのか、第三者機関とは何人でどういうメンバーかと、こういうふうなご質問であったかと思いますが、基本的に実績評価制度の選考会という第三者機関を設けて、より透明性の高い客観的な判断基準をもとに審査をしていただいて、市長にその結果を報告いただいて、市長はその報告を参考に決定をしていくと。こういうふうな手続でございますが、審査の基準としましては公益性、あるいは発展性、客観的な観点からその効果、適格性を総合的に審査するといった審査の基準を設けていこうと、こういうようなことを考えております。

また、第三者機関でございますが、大体五、六人ぐらいの委員で、大学の教授あるいは学識経験者、そしてそうした団体に利害関係のない委員さんなど、あるいは公募委員を含めまして五、六人で構成をしようということで、基本的には補助金ではなくて活動奨励金といったものを団体の方に交付していくと。そのためにはそれぞれまずは団体の方からエントリーといいますか、手を挙げていただく。実績をきちっと発表いただいて、この団体にこれだけ、こういうふうな実績があるのでというようなアピールもしていただく必要があるかと思いますが、こういうような考え方を今のところしております。

以上、お答えいたします。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） さっき私が質問したので落ちていたのか、私が言うのを忘れていたのか、普通徴収をされている方が3,437人、銀行振り込みはこのうち何人の方で、銀行で落ちない方が3,437人いるということなのですか。18万円以下の方は納付書というふうな形になっていますね。これは介護保険でもう既に18万円以下はこのやり方ですので、人数は把握されていると思うのですけれども、残りどれだけがこの方の対象に、普通徴収という対象になるのか。計算はすぐできるのではないのでしょうか。把握していないというのはどこら辺の話なのかちょっとわからないのですけれども。もうこういう方々、手間を省きたい人は銀行で引き落としをされていると思うのです。手間だなと思う人はね。されていないというのは手間だと思っておられないか、何らかやはり納付書でという思いがある。だから実態をご存知ですかということをお尋ねしているのですよ。もし事情があって納付書でという方にとったら、これは大変な話でしょう。自ら銀行引き落としということできないのですから、選択の余地がない。選択ができるのですか。この法律ができて、いいや、私のところは18万円以上でも年金天引きでなく銀行振り込みでもなく自

分で納付書で納めるということの選択ができるのですか。そういう道が残されているのでしょうか。そうでなかったら収奪と違いますか。固定資産税も納付書ですよ、今行政が課税を計算してやっておられるのは。天引きと違いますよね。固定資産税の納付書を送って払って下さいということでしょう。やはりそこのおうちに事情があれば税よりかとかく目の前の本当に家の中が大変な事態になっていたらそっちの方にお金を使うという、家計の中を回さないとならないでしょうが。税を納めることをやって、そこがもうサラ金に走らなければならないようなことになったらいけないでしょう。まずそのうちの生活が大事ですよ。そういう選択ができるのですか。固定資産税をさっきおっしゃいましたけれども、固定資産税は納付書ですよ。全く違うのです。そういう掌握をされているのかどうか。そういうことを末端が知って国にもものを言わないといけないと思うのです。全国市長会が言っているなんていうのは、これは多分収納率を上げるためでしょう。末端の生活者を知っての話ではないと思いますよ。ご答弁をお願いします。

ふるさと納税制度ですが、今言われた①の教授とか利害のない人とかいうのは、市長が決めるわけですよ。公募もたくさんあればその選考をされるのは市長ですね。その前にまちづくり政策室がされると思うのですけれども、常々行政が委員会やらをつくられたときに、本当にちゃんとされたのだろうかという思いのするところが多々あるのです。そういう意味でちょっと懸念するのですよ。もう委員そのものが、あの委員さんがなっていたらああなるだろうなという、それがわかるような形の委員さんだったらもう先が見えています。そこらあたりはどういう形で、五、六人で方向性が決められるというのですから、ちょっと本当にえーっと思わないといけないような、五、六人の委員さんが決めるときに公開で決めていかれるのか、そういうふうな部分もありますよね。どういうふうに運営してどういうふうにされようとしているのか。もう少し詳しく説明をお願いします。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） まちづくり寄附条例に関しましての野並議員の再々度のご質問にお答えを申し上げたいと思いますが、第三者機関の委員を選ぶのは、おっしゃっていただきますように確かに市長が委嘱を申し上げますので、透明性の高いといえますか、公平に活動奨励金を交付する団体を選ぶわけですので、そんなに大きな額にはならないとは思いますが、いずれにいたしましても公開で公平に、透明性の高い選び方というのが必要になってくると思っております。例えば、マスコミの報道機関に入ってくださいとか大学の教授に入ってくださいとか、公募委員も確かに選んで入ってい

ただくわけですが、五、六人でそうしたことが可能かどうかというご質問の趣旨かと思いますが、基本的にはまずはうちの団体に活動奨励金を欲しいと言っていただく。そのために支援の対象となります市民活動を実践される団体からの申請、エントリーというのがまず第一番目に必要ではないかなと思っております。そして、また場合によりましては、第三者機関の審査に入るまでに、例えば公開のプレゼンテーションをやっていただくとか、さらには先ほども申し上げましたが、公益性あるいは市民満足度、発展性、自立性、そして創造性といったような審査基準も一定設けて、恣意的な部分が入らないように審査を工夫するというのも一つの方法ではないかなと、このように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） それでは野並議員の再々質問にお答えいたしたいと思えます。

最初に、まず公的年金受給者の方を申し上げますと、全体で1万1,572人おられます。うち65歳以上が8,753人ございまして、うち年額18万円以上の受給者におかれては8,617人おられます。そのうち、いわゆる天引きでございすけれども、特別徴収となりますのが5,180人おられるということでございす。あと残りが普通徴収ということになります。

それから、銀行振り込みの人数をお聞きいただいておりましたが、65歳以上の口座振り込み、銀行振り込みにつきましては特に今把握はしておりません。全体では住民税で3,590人ございす。65歳以上の方についての人数は現在把握はしておりません。

それと、特別徴収あるいは普通徴収、これは選択ができるのかというようなご質問でございす。先ほどからも制度の内容なりも説明させていただいておりましたが、特別徴収を除く方が普通徴収になるということでございすので、特別徴収される方は年額18万円以上の方、それから介護保険料の特別徴収者ということの規定がございす。そうした法律の定めがございすので、選択ができないということでございすので、よろしくお願いたしたいと思えます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） おはようございす。議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について質疑を行ってまいりたいと思えます。

この条例改正につきましては、幼稚園の保育料の値上げということてただいま提案をさ

れております。年額7万3,200円を7万5,600円に改めるということで、平成21年4月1日から施行するものでございます。

行政側の説明といたしましては、平成19年度の地方交付税単位費用算定基礎額なるものをもととして、それによる保育料の試算をされたという説明を受けておりますが、それぞれの市町村において、提案権は行政の方にあるわけなのですね。ちなみに年額2,400円の値上げということでございます。

昨今の日本の経済を見ておきますと、エネルギーの高騰をはじめ、諸物価、食料品をはじめさまざまなものが値上げ、値上げという形で推移をしておる中で、今、年額2,400円の引き上げが妥当なのか、その辺について私は疑問に思うわけでございます。先般、他市の保育料の額を提出していただきましたが、野洲市におきましてはこの表で見ると、草津、湖南、栗東と比較しまして高くはございません。ただし、今回の値上げに至りまして、守山市や近江八幡市より高くなっていくというのが、これは当たり前のことでございます。

また、その他今年度より印鑑証明、戸籍謄本等々、市民の皆様がそれぞれお使いになる手数料の値上げがございました。それに引き続いて今回保育料の値上げということで、行政としても本当にそういうことをしていかなければならないのかと。ちなみに今高齢化社会の中で若者4人が1人の老人を支えていくという時代に突入しておるわけですね。そうしたことを考えてみますと、今、国でも我が市でも少子高齢化対策を打ち出している中で、果たしてこの値上げが妥当なのかどうか。年額2,400円、わずかでございますが、行政が先導してものをつり上げていくということは、これは今差し控えるべきだと私は思うわけでございますが、そういうことについて、教育委員会としては今回提案されたこの件につきましてどのような考え方で臨まれているのか、お聞きしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは私の方から、議第57号野洲市使用料条例の一部を改正する条例につきましての鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

今回の幼稚園保育料の改定につきましては、主に次の2点の理由がございます。

1点目には、これまで幼稚園保育料につきましては、本市におきましてはその額を普通交付税の単位費用基礎額と同額に設定してきたところでございまして、この基礎額が平成19年度に改定されてから既に2年が経過していること、2点目には平成19年度決算で

は園児1人当たり38万8,000円の経費がかかっておりまして、本市の財政事情を勘案いたしますと改定はやむを得ないと考えられることからでございます。

また、鈴木議員のご質問にございました昨今の石油価格の高騰などの影響を受けまして物価が上昇しておりますけれども、このことは一般家庭に大きく影響していることは認識をしております。その意味では、公共料金は可能な限り抑制する方が望ましいと考えております。しかし、同様に幼稚園の管理経費も増加傾向にございます。今回の改定は市でルール化しております普通交付税の単位費用の額に合わせにいったものでございますが、毎月の増加額は200円という少額でございますので、大きく家庭生活に影響を与えるものではないというふうに考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） ただいま回答をいただきましたが、今の回答の中では1人当たりの経費が38万8,000円かかってくるということでございますが、例えば義務教育と比較して、幼稚園は義務教育ではございませんが、そういう部分と比較した場合、やはり幼稚園というのは一つの違った意味を持っているものだと、幼児教育の中で、そういうことを私は思うわけですが、今月額200円で家庭に負担がかからないというような説明でございましたが、やはり年額にすると2,400円ということになるわけですね。そうした場合、この部分に対して園児の対象人数、それとそれに対する影響額たるものがどのようになっていくのか。当然今おっしゃった普通交付税の単位費用算定基礎額で算定されているわけですが、何と申しましても行政がたかが200円というような、そういう感覚では市民感覚からずれていると私は思うのですよ。そうしたことで、38万8,000円にどれだけのプラスになるのか。これは影響額から積算すれば簡単に出てくるわけですからね。2,400円オンしたらいいわけですから。そうした中で、今少子化対策というものを、先ほど申し上げましたように国、県あるいは市町村でそれぞれの施策を打ち出して取り組んでいる中で、感覚的に逆行しているのではなかろうかなというような思いがするわけですね。そうした月額200円に対しての対策と教育委員会はどういうように考えておられるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 再質問にお答えしたいと思います。

まず、対象園児数とか影響額の関係でございますけれども、今回の改正で現在の園児数

896人おりますけれども、これで試算しますと年間約200万円の増収になる予定でございます。ただし来年度は園児数の減少が今のところ見込まれることから、大幅な収入増にはならないと考えてございます。

それと少子化対策の関係と200円の引き上げの関係でございますけれども、200円はわずかとはい私の方は答弁させていただいておりません。家庭生活に大きな影響はないであろうというような答弁をさせていただきましたのですけれども、少子化対策の関係からは、本市の幼児教育におきましては一人ひとりの子どもの就学前教育の一層の振興を目指しまして、現行の制度の充実を図っていきたくと考えております。例えば今回の引き上げを契機としまして、子育て支援の観点から預かり保育とか3歳児の保育時間の延長などにつきまして関係者と協議しまして、保育環境を充実させていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） こういう保育料とかさまざまな部分については、各市町村で単独に決められるものですね。やはり本市としては、よそと比べて幼稚園の保育料は県下でも一番安いというような、それぐらいのものを一つぐらい出してもいいではないですか。違いますか。よそがこうだからうちもこうだというようなことでは、今園児1人当たりが38万8,000円、896人に対して影響額は200万という数字ですね。財政に影響がないというような回答でしたね。財政に影響がなければ何でこんなに上げていけないのですか。やはり少子高齢化対策として、何か県下でもきらっと光るようなものを出していかなければならないと思うのですよ。これから市長も交代され、どなたが市長になられるか私は存じ上げるところではございませんが、やはり教育委員会としても独立した教育委員会ですから、それぐらいのことはやはり胸を張って、野洲市の保育料はこうだと、県下でも誇れるようなそういう施策をとってほしいと思うのですよ。ちなみに保育時間の延長というようなことを今言われましたが、いつから保育時間の延長をされるのですか。そして、その延長の中身はどういうような形で延長されるのですか。やはり年間2,400円を値上げするということについてはそれなりの理由があって出されたものだとは思っているわけです。行政としては、この世の中を見てさまざまなものが値上がりしている中で、またぞろ行政、おまえもかというような感覚では、先ほど申し上げましたように今年度より手数料もわずかですけれども上がっております。行政は市民の親である

ということをお忘れなく、さまざまな施策に取り組んでもらいたい。今申し上げました件につきまして、最後の答弁をお願いしたいと思います。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） ご答弁申し上げます。まず財政の影響の観点でございますけれども、確かに鈴木議員おっしゃいますように何か住民にアピールするもので、例えば幼稚園保育料が県下でも一番安いというようなこと、そういうことにもっていく方法もないとは言えませんが、先ほど申し上げましたように、本市の場合幼稚園の管理経費も増加しておりますし、また交付税の単位費用を一定のルールのもとにそれにのっとり改定を行っておりますので、そのルールだけを変えたくないという意向がございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、保育時間の延長の中身等でございますけれども、先ほど申し上げましたように今協議検討中でございますので、案が固まり次第一定の時期に議員の皆様にお知らせをしたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 次に、議第59号から議第64号までの各議案に対する質疑を行います。

第13番、田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 13番、田中でございます。議案第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算の中におきます消防費について質問をさせていただきたいと思っております。

46ページの消防団活動費の消耗品費361万6,000円、また備品購入費の88万2,000円について市長からの提案説明をいただきましたが、補正で緊急に対応しなければならない意味が私にはちょっとよくわからなかったもので、その説明を詳しくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 消防費補正予算について田中孝嗣議員のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

ご質問の消防団活動費につきましては、消耗品費では火災出動時に着用いたしますアルミックスと呼ばれております防火衣が購入から26年経過しまして、耐火性が劣化をしておりますこと、また旧中主町消防団のアルミックスについては通常の長靴を着用しておりますこと、また危険なことから、平成19年度の12月補正で中里、兵主分団の10着を、そして

今年度の当初予算で団幹部4着と野洲、三上分団の10着分を計上いたしております。

先ほども申しましたが、購入から26年経過しまして、耐火性が劣化し、非常に危険な状況となっております。早急に整備をする必要がございますことから、今回未整備となっております祇王、篠原分団の10着分を整備させていただこうとするものでございます。また、冬場の夜警や出初式の際などに着用していただいております防寒服が購入から10年経過しまして、防寒効果が劣化しておりますことから、厳寒期の夜警を前に整備する必要があると判断しまして、今回予算計上させていただいたものでございます。

また、備品購入につきましては、平成9年7月に発生いたしました田中山火災以後ほとんど消火用ホース整備がなされておらず、破損が目立つ状況でございます。消火活動にも支障を来すことが想定されますので、これにつきましても早急に整備をする必要があると判断いたしまして予算計上させていただいたものでございますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 消防は市民の安全を守るためにご苦労いただいているということは十分承知をしているのですけれども、ただ26年経過していると。それなら、なぜ当初予算できっちりと上げていかなかったものなのか。今まだ20年度4カ月か5カ月しか経っていないときに、これを見ていると工事費で執行、入札残で399万浮いたからそれに流用されたような形と私は受け取れるのですけれども、本来消防団の活動で消防防火服が必要ならやはり当初からきちっと上げていかなければならないと思うし、たった4カ月か5カ月経った時点で補正が上げるということもおかしいし、ホースにしてもそうなのです。現場で急に破れたからとか、次の消火に行けないというのだったら緊急にこういうように補正で上げていかなければならないけれども、劣化している、古くからなかなかというのだから、はじめから当初予算できっちりと上げていくべきだと思う。予算でいろんな議論をしている中で、そういう話をきちっと出していかなければならないと思うのですけれども、これを見ていると、工事費の残が390万できたからこれを流用して買っていった。これは私は予算ではおかしいと思うのですけれども、そういう流用の仕方が。これから先、20年度まだ半分も経過していない、これから緊急にどういうことが起こっていかかわからないのですから、余った分はそれに使うという形の中で除けていかなければならないし、そういうものは当初予算できちっとした説明の中で買っていくべきだと私は思

うのですけれども、その辺についてお考えをもう一度お願いいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） ただいま田中さんの質問で、質問の内容、趣旨等はそうだと思います。しかしあえて私に発言をさせてください。

合併したときに消防団の団旗から服装から、ネームが入っていますから、すべて買い替えるということの計画の中で、合併したときにご承知のように県、国からそういうものの、学校の門標、学校の名前を変えないといけない、いろんな合併したことによって費用が要ったわけですね。そういう費用は別に県、国から補助金をもらっていました。しかし可能な限り、そのときに対応したのですが、消防団の服装についてはおっしゃるように計画的にやっっていこうということで取り組みをしました。そして、だんだんやっっていたのですが、おっしゃるように当然これは当初予算で計上すべきものなのです。当初予算に計上して4年経ちました。それでまだ残っている部分があるということです。

そこで、私としても、ここを含んで下さい、消防団に約束をして4年経って十分な補足ができなかった、ここなのです。そこでおっしゃるように幸いに八百何がしかのポンプ操法練習場の舗装を計上していただきました。幸いにこれが入札執行残が出ました。ここで私は、これはあえて許していただきたいと思います。消防団に約束をしてきたことを満たさないままに10月末をもって去っていくと。私はこの気持ちがあるのです。もうこれ以上言いませんが、そこでご理解をいただきたいと思います。予算の中で款を越えて、土木費で余ったから消防費へ持ってきたと、これは許されないことだと思います。田中さんがおっしゃるとおりだと思うのです。消防費の中で執行残が出たと、こういうことですから、今までの要望に応えるために、ホースもそうなのです。毎年補充はしています。今度は5本ずつ補充をしようということです。実は悲しいことですが、木浜で守山野洲支部の訓練がございました。そのとき兵主分団の消防車のポンプが破裂しまして、水が飛んだのです。幸い子どもさんや人がいなくてけが人はなかったのですが、どこのポンプだと僕も言ったら、何言っているんだ、おまえのところの兵主のポンプではないかと。恥ずかしい思いをしました。そういうこともございました。だからあえてそういう意味を持って、今までに整備のできていないものはこの際整備をしたいという私の気持ちを酌んでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 田中孝嗣君。

○13番（田中孝嗣君） 市長、わかりやすく説明をいただきました。そんな裏があるのではないかと大体わかっているのですけれども、今ホースが破裂したとか、こういうのはやはり緊急的に補正を組んででも至急に直して、災害があればそれが使えなくてはならないということですので、市長には今説明をいただいて理解するとか理解しないとか、これからまだ委員会付託ですので、委員会でどういう形で出てくるかわかりません。市長は今おっしゃっていただいたように、約束してきたと。市長が個人的に約束してきたことが、私はまだ数々あると思うのです。私が聞いている範囲では。市長は4年間本当にご苦勞で、いろいろと新しい野洲市の基礎づくりをやっていただきました。ただ約束したことは、立つ鳥跡を濁さずということわざもございますので、できるだけ約束したことはきちんと最後まで処理していただいて、私も火の粉が降りかかる部分もたくさんありますので、その辺きちっとやっていただきまして、それは要望にしておきますので、よろしく。

○議長（林 克君） 次に、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算についてお伺いいたします。

款10の教育費、給食センター施設管理費1,492万1,000円でございます。

第1点、本事業の機械装置や設置工事の仕様書等、提示の上詳細をお伺いいたします。本日この議場の机の上に置いておりましたので、それを含めてまた質問させていただきます。いつも申し上げておりますが、これまでも教育委員会に関したことではございませんが、このような事業の多くの場合、予算額の提示のみで機械装置や設置工事の仕様書などについての提示がありませんでした。検討資料の提示なくして予算審議ができるものではありません。判断基準となる本事業の機械装置や設置工事の仕様書など提示の上、詳細をお伺いいたします。

第2点ですが、現状週4回の米飯給食実施と聞いておりますが、従来の白米購入の白米方式の場合は年間900俵程度、今回の玄米を給食センターで精米する玄米方式の場合1,000俵程度が必要かと考えます。白米方式の場合と玄米方式の白米単価、キログラム当たり年間総額の比較をお伺いいたします。なお、計算基礎は米のブランドは適宜1種を選択し比較します。玄米方式には減価償却費、平成20年度税制改正後の資産区分・食料品製造業用設備の償却耐用年数10年を適用、人件費、電気代、維持費など必要なランニング諸経費を含めます。

この比較は、施策決定の精査にあたって当然その効果や投資の有効性については十分吟

味されたはずであり、必須の検証データと私は認識しております。自治体は民間ではないので、減価償却の考えは薄いと認識しますが、今は民間の経営手法をしっかり意識しなければなりません。どんぶり勘定は許されません。

以上、2点お伺いいたします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算のうち学校給食費に关します三和議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の機械設備と設備工事の仕様等についてであります。お手元に配付いたしておりますように、今回の補正予算では学校給食センター施設管理費におきまして、工事請負費563万6,000円、備品購入費928万5,000円を計上させていただいております。

その内容についてでございますが、工事請負費では給食センターの改修工事2件と精米機導入に係る工事としまして2件、合計4件の工事を行うものでございます。このうちセンターの改修工事では、かま調理室系統のダクト漏水対策工事を行うもので、排気ファンモーター付近の結露防止のためにダクト断熱工事と結露水を排水する排水配管工事を行うものであります。またもう一件は、洗浄室の換気装置の増設工事、洗浄室の湯煙の充満を防止するために換気設備の増設工事を行うものでございます。この2件を合計しますと274万7,850円の見積もりとなります。

次に、精米機導入に係ります工事2件でございますが、1件は現在センター敷地の北隅にございます車庫の一角を利用しまして精米機を設置するもので、その間仕切り工事を行うものでございます。軽量鉄骨と壁ボードにより仕切るものでございますが、電動シャッターのスイッチの移設、照明器具の移設やドアの取り付けなどを行うものでございます。もう一件は、精米機は動力を必要としますことから、車庫まで地下配管されています埋設管を利用して、動力幹線設備と電灯幹線設備工事を行うものでございます。この精米機導入に係ります工事請負費の合計は288万7,500円を見込んでおります。

次に、2点目の白米方式の場合と玄米方式の経費の比較についてでございますが、現在白米を1キログラム当たり315円で購入してございまして、白米の使用量は年間約5万4,000キログラム、900俵以上と見込んでおり、玄米では約1割ふえると考えられますので6万キログラム、1,000俵となります。ブランド米の白米購入単価は現在交渉中ではあります。過去旧中主給食センターや一部新センターで購入したことのある税込み

で1キログラム当たり396円としますと、年間2,138万4,000円となってまいります。玄米で購入しますと、同様に価格交渉中ではありますが、購入単価1キログラム当たり税込みで305円程度の購入価格になると思われませんが、この場合で年間1,830万円の経費が必要となります。

また、精米機設置に係る10年の減価償却物件の償却費につきましては、定額法でいきますと年間で84万250円でございます。その他年間のランニングコストとしまして、精米機の管理運営のための委託料が122万円、電気代が推定で24万円、設備の保守料が推定で約12万円、その他米袋等の消耗品で約30万円が見込まれまして、ランニングコストの総額は188万円となると考えられます。

これらを合計しますと、玄米で購入し、センターで精米を行った場合の経費の合計額は、減価償却費を含めると2,100万円余りになると見込んでおります。また、公共団体におきましては、議員もご指摘のとおり減価償却の概念がございませんことから、減価償却費を除きますと2,018万円となってまいります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） ただいま議場のところで詳細を見させていただきました。この学校給食センターはまだ開設して間もないですね。そのときにこういう工事、これは考えられなかったのでしょうか。精査しておられなかったのでしょうか。それをちょっとこの資料を見ながら感じました。これは実際にあってはならないことなのですけれども、この案件においては精米への異物混入による事故を想定した最上級の安全管理をしないとイケないと思います。給食センターで精米するとなれば、精米は誰が担当するのでしょうか。固定した人が担当するのでしょうか。また、品質管理能力や責任能力がある人が当たるのでしょうか。そして、精米の安全保障と責任の所在はどこにあるのでしょうかなど、幾つかの課題がこの精米機購入にあたってあるように思われますが、所見をお伺いいたします。

2点目ですが、本市には事業計画にあたっては第1次野洲市総合計画の第10章、計画の進捗管理の方法にある行政評価、PDCAサイクルの手順を踏まえての事業計画を行うという理念を大前提としておりますが、この案件はいかにも唐突なのですね。本来であれば、先ほど議員がおっしゃっていましたが、当初予算で計画されるべき案件ではなかったのではないかとこのように認識します。この案件の決定にあたっての総合計画の事業計画の理念に沿って決定を見たのか、その経緯を私は説明をいただきたいと思っております。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目にお手元にお配りしております中の工事請負費の1番目の調理場内改修工事2件の関係でご質問だったと思うのですけれども、こちらの方は瑕疵担保責任といたしまして1年間の工事業者の責任がございますけれども、それ以外の案件でございます。瑕疵担保責任の範疇でできる工事はこの夏休みにかなりのところをやっていただいております。それ以外の案件でございますのでご承知おきいただきたいと思っております。

それから、精米は誰が行うのかということでございますけれども、先ほどご説明申し上げましたように、こちらの方は職員で対応は若干無理があるというふうに考えております。先日来事故等もございましたので、職員が対応しますと事故の発生、再発生も危惧されますことから、シルバー人材センターに委託をさせていただこうということで、先ほどご説明申し上げましたように委託料という形で考えております。

それから、米の品質の責任の所在というご質問があったと思っておりますけれども、当然委託はさせていただきますけれども、品質の関係の責任につきましては教育委員会にございます。

それと最後に、この精米機の購入に関する案件が行政評価あるいは総合計画を踏まえて導入の予算を盛り込んだのかというようなご質問の趣旨だったと思っておりますけれども、今回の補正予算は6月議会の方で特色米の購入というご提案をいただきました。それを踏まえまして内部で検討しましたところ、その特色米の購入、前回の議会では約400万円ぐらいの一般財源の導入、出動が必要であるというふうに申し上げたのですけれども、それを少しでも抑制する意味で精米機を導入すれば100万円ぐらい安価に抑えられます。300万円ぐらいの経費でおさまるというふうに考えておりますので、そういった意味で今回あわせまして補正をさせていただいたということでございまして、行政評価あるいは総合計画の手続を踏まえたものではございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 今、さまざまな比較の中で安価でいけるという結論に達した中でのご答弁だと思うのですけれども、執行部の皆さんにも認識はあると思っておりますが、近年のものづくり、在庫管理の手法には必要なときに必要なだけ調達する、ジャストインタイムシステム、これはトヨタ方式なのですけれども、今日では世界標準でグローバルスタンダ

ードとなっています。自社には必要な装置のみを設備し、経営方式のことを私は執行部もしっかりお考えいただきたいと思うのですけれども、他は専門者に生産委託し、設備費、人件費、維持費、在庫費などの諸経費を省く分業化を推進しています。必要なときに必要なだけ調達する、このことは徹底的に無駄を省く経営理念ですが、この考えを行政も学ぶべきではないかというふうに思います。何でもそろえて事業を進めるという無駄な手法は時代にマッチしていないと考えなければ、改革は進みません。税金の執行にあたりましては、本当に必要で有効なのか、緊急性はあるのか、精査して施策決定すると。市長をはじめ執行部は常々その理念を言っておられます。この備品購入には、人件費、維持費、管理を含む諸経費、委託料、また精米機は法定償却耐用年数10年が来ればいずれまた多額の税金を投じて更新しなければなりません。この案件は継続的税投入が必要な事業なのでしょうか。決して私は有効な手法とは思えないのです。もちはもち屋で地域の業者で精米すれば産業の振興にもなります。地産地消しながら関連産業が振興できるモデルとも位置付けられます。

ここで質問を1点お伺いしますが、この案件は本当に有効な税金投入なのでしょうか。再考を願うと同時に、仮に予算が承認されたとしても可及的速やかにマイナス補正をすべきと私は考えますが、いかがでしょうか。

次に、2点目をお伺いいたします。今述べましたことにかんがみまして、1,492万1,000円を他の緊急を要する課題、施策に充当すべきと考え、提言をいたしたいと思っております。例えば、一部の学校を除けば教員用パソコンの設置台数は十分でなく、業務に支障が出ております。これは教育委員会の方もご存知だと思います。現在、現場サイドではこれは極めて強い要望のはずだと思います。この現場の声は私もよく聞いております。当市はペーパーレス行政、またOA化による業務の効率化、これを行政理念として提唱されておられます。本案件に関わる有効な税執行の例ではないでしょうか。提言をしながら所見をお伺いいたします。

先日8月31日、滋賀県第11回中学生ひろば「私の思い2008」、さざなみホールで開催されました。教育長も出席されておられましたね。このとき子どもさんが「天秤」というテーマで発表されました。人のために使った天秤、そして何が必要なのかという天秤、そのことを大人がどっちの天秤のはかりが重要なのかということを手を挙げて発表されておられました。本当に今この教育費の中に1,400万円の補正をかけてまでの事業が緊急課題なのでしょうか。緊急はもっと現場にあるはずで。現場の声、子どもたちの声、

これを十分に聞かれての今回の補正予算なのか、再々質問させていただきまして質問を終わります。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の給食センターのあり方、ありようについて、そもそもあの給食センターをつくる時に、もちろん中学校の給食を始めよう、それも大きな要因でしたが、私はそのときに米食を主にした給食センターなら建てていきたいと思います、こういうことを皆さんに申し上げたと思います。そこで、もう一つ出てきたのが地産地消、これだけおいしい米がとれる野洲市ですから、そのお米を子どもさんに食べていただいて、心身共に健康な子どもを育てていこうと、こういうことを申し上げてきました。そこで考えますと315万円ですか、給食会から米を、そのことよりも今日近江八幡市が武佐小学校でおいしい米を食わしているという新聞記事が出ていましたね。あれもそうだと思うのです。やはりおいしい米を私は子どもさんに食べてもらうためには、少々の経費が高くついても当然地産地消を含んで、地元の農業の育成を含んで、やるべきだろうという思いを持っておりました。

そこで、前回の6月定例議会に藤下議員から質問がございました。あれだけの給食センターで米食を中心にした給食センターに精米機がなかったなど、私はこういうような答弁を申し上げた記憶がございます。やはり精米機があつてこそ、例えば今農協さんから買っている、農協さんが悪いとは言いません、それだけの大きな量を運搬してもらうということで手数料も払いおさめてもらっているのですが、地元でとれたおいしい米というのはいろんな、例えば愛郷米とかいろんなグループがあつてお米をつくっておられますが、もともと、我々は集落営農を進めております。集落営農でとれた小規模な農家からでもお米を買えるようなシステムをつくっていこうと。そしたら白米で持ってこい、農家で白米はできませんから、やはり給食センターまで運搬してもらってそこで集積して精米機を置くと。これが効率であると思います。だから、基本的に個々のことは部長が答えると思いますが、そうした給食センターをやっつけていこうと。4トンの貯蔵庫があるのですよ。米を蓄積するところがあるのです。ただそこに精米機がなかったと、こういうことでございまして。

それともう一つ、田中さんの質問にもあるのですが、当初予算で見なかったものがなぜ補正予算で見られるのか。これは財政上の予算の編成の技術の中に、税収が何ぼあろうと、国の補助金が何ぼあろうと、予算は12月に組むのですね。前年度。想定で組んでいるのですよ。今になりますと固定資産税の調定も終わり、市民税の調定も終わりますね。いよ

いよ国庫補助金、国の負担金等も10月、11月になったらわかってくるのですね。だから補正予算というものはそういうものではないとおっしゃるのですけれども、技術的な問題からいったら新しい事業を補正予算で組むことも可能なのです。当初予算に組めなかった分をね。ちょっとそれだけは申し上げておきたいと思います。

以上、また部長が答えますのでよろしくをお願いします。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 三和議員の再々質問にお答えします。精米機の購入の投資効果があるのか、あるいは有効なのかというご質問がございました。特色米をまず購入しまして精米機を導入することにつきましては、一時的には大きな財源を投入することになりますが、これから野洲市の子どもたちに精米したてのおいしいご飯を食べさせることができます。これは、これから大人になっていきます子どもたちのご飯離れを防止することにつながりますし、米の消費拡大とか農業への関心、ひいては野洲市への郷土愛を高めることができると考えております。また、精米機は大規模災害時に給食センターとライフラインが、給食センターの方が大丈夫な場合には炊き出しにも有効に利用できると考えております。さらに先ほどご説明させていただきましたとおり、特色米購入に係ります財源を100万円程度抑制できるといった効果もございます。以上のことから、精米機の導入につきましては十分な投資効果はあると考えております。

また、ご指摘いただいております他の教育行政の財政出動との関係でございしますが、社会情勢等を反映しましてますます増加します教育行政の諸課題、あるいは緊急課題に対応するために毎年さまざまな形で配慮をいただきまして、順次財政措置をしていただいております。また、教員用のパソコンのご質問がございましたが、これにはサーバーの設置等もございまして大きな経費がかかってまいります。教育委員会としましては関係課と現在協議に入っているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、2点に対しますご答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午前10時39分 休憩）

（午前10時54分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第18番、鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） 議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算全般について

のお尋ねをしたいと思います。まずその前に、今回の債務負担行為補正でいわゆる中主町商工会へ中小企業活性化促進事業補助金の1億円が減額されているということに対して、私どもの会派といたしましては、この件につきまして反対をいたしました中でこういうような形であらわれてくるということは、やりがいがあったと私は感じております。

まず平成20年度野洲市補正予算でございますが、この補正予算に関しまして、今国では補正予算に対する緊急対策というものがやられております。補正予算の性質たるものは、市長もさまざまなことを補正に関しておっしゃっていました。それは市長の私的な約束だと私は感じております。しかしながら、今回の補正全般の内容を見てみましても、緊急度の低いそのような補正内容になっていると私は感じております。今回の補正の組み立てについて、総務部の方はどういうものを主眼として補正の取り組みを行われたのか。その点についてお尋ねをしたいと思います。

そしてまた、中身の方に入っていきますと、歳入の部ではまちづくり寄附金100万円というものが上がっております。先般新聞報道によりますと、県の寄附金が96万円だという報道がされておりましたね。県が96万なのに野洲市が100万円というのは、どういような根拠のもとで100万円を計上されたのか。やはり根拠をきちっと示していただきたい。金が入らなかったから減額するというようなことでは政策立案能力がないものだとは感じておる次第でございます。その根拠性についてのお尋ねをいたします。

また一方、支出の方につきましても、これから冬に向かってまいります。高齢世帯あるいは障がい者をお持ちの家族、さまざまな低所得者の方の実態を見ておきますと、先ほども幼稚園の保育料の値上げの件で申し上げましたとおり、諸物価の高騰、灯油価格も一時、今は下がってきたというような、エネルギーに関しては下がってきたというような報道がされておりますが、そうした中で産油国としては価格が下落することにより収益が落ちるので生産調整をしていこうというような心配が見られております。そうしたときに、冬に向かって先ほど申し上げました高齢世帯、あるいは障がい者をお持ちの世帯、そうした方の手当てが今回民生費の中では見当たりません。ある新聞報道によりますと、ある市におきましては既に冬期対策としてそうしたものの補助金を付けるというものが打ち出されております。今年高島市が先頭を切ってそういう施策を展開しているということを聞いております。昨年度におきましてもかなりの市町村でそのような施策が展開されているということは既に皆様はご存知だと思います。そのようなことを踏まえて、今回の補正予算の計上はどのようにされているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） ただいま議題となっております議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算（第2号）のうち、歳入の部、まちづくり寄附金100万円につきまして、鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まちづくり寄附金100万円を計上いたしております根拠についてでございますが、今日までまちづくり政策室の方へ何人かの市内や市外にお住まいの方からふるさと納税、つまりまちづくり寄附金のことにつきまして問い合わせをいただいておりますことから、見込みとしまして100万円を計上させていただいたところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 総務部長。

○総務部長（前田健司君） 鈴木議員の野洲市一般会計補正予算に関連いたしましてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

ご質問の補正予算の基本的な考え方ということでございますが、基本的な考え方といたしましては、地方公共団体の予算につきましてはその団体の1年間の収入、支出の一切の見積もりがありまして、1回限りであることが一番の理想的な予算と言えます。しかしながら1年間のうちには法律の改正や経済の変動、こうしたことが起こり得ますことから、年度内の予算を完全に網羅することができない状況がございます。この辺のことから、地方自治法第218条で規定しております補正予算の規定がございますが、そうしたことからこの補正予算として提案をさせていただくこととなるわけでございます。

そうしたことで、今回の補正予算の内容のご質問をいただいておりますが、特に今回は歳出面におきましては緊急性の高い道路河川の整備、歳入面におきましては税等の確定あるいは交付税の確定がございましたので所要の補正をさせていただいておりますし、基金につきましても健全化計画に基づきましての基金積み立てを行うものでございます。その他国、県補助金等の確定がございましたので、それぞれの事業費におきまして精査をさせていただくものが主なものでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは鈴木議員の民生費に関係します冬期に向けての高齢者並びに障がいのある方への支援ということでございます。

今回民生費につきましての補正全般につきましては、国の制度改正に伴いまして予算編成後に生じたものとか、当初見ておりました利用者の増ということで補正をお願いするところがございますが、その中で今回の冬期に至る部分で予算の云々というようなご質問でございました。ご質問にありますように原油の高騰というのが低所得者に与える影響というのが大きくなっておるところでございます。冬期支援でおっしゃっていただきまして、高島の事例も挙げていただきました。灯油というのは昨年県内の市でも実施されました。少し調べさせていただきますと、昨年12月灯油の平均価格がリッター93円、現在が126円まで単価が上がっているという状況にもなっておりますし、少し最近上がり下がりが大きなことと思えますけれども、低所得者、高齢者、障がい者に与える影響というのは大きいものと認識をしております。その中で、おっしゃっていただきましたように灯油の支援を含めて、昨年県内の各市でも幾つか取り組んでいただいておりますという実績もございますし、最低限の生活のセーフティーネットというのが、福祉サイドでは見守っていくということもございますので、それらの対象者のとらまえ方とか施策としておおむね大体5,000円前後の支援ということでしたので、その部分が施策としてどのような効果を発揮するかも踏まえて、少し検討をしてみたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 鈴木市朗君。

○18番（鈴木市朗君） まちづくり寄附金100万円について数件の問い合わせがあったということがございますが、これに対して件数が何件あったのか、果たして問い合わせによって実効性があるものなのか、その辺は未知数でございますね。違いますか。当然寄附ということがございますので、先ほどある議員が質問されておられましたが、当然税金の分でも控除があるということで、これはなかなか難しい問題であろうと思います。

以前に、町のときに市長も、前におられる皆さんもご存知だと思いますが、開発協力金というのがありましたね。これは法的に認められていない協力金だったですね。1戸当たり建てるのに対して20万円の協力金を徴収したことがあるでしょう。中主町は幾らだったか私は存じませんが。その協力金、億以上のお金が入っていたと思うのですよ。私の何では。例えば10戸建てのアパートを建てるにしたら、一戸建て20万ですから、200万というのは開発協力金で法的根拠のないものに支払いをかけておられた方がたくさんいらっしゃる。その開発協力金たるものは協力した方に対してこういうものに使いましたよという案内一つなかったですね。使途というのが全く不明なのです。寄附金でぽん

と上がっているだけで。そういうような事態があったわけなのですよ、現実には。何億というお金なのですよ、それは。既に山中会計管理者なんかはご存知だと思います。開発協力金。そうしたことが以前にあったのと、今のまちづくり寄附金100万円について、寄附者に対してきちっとした、こういうものに使わせていただきましたとか、そういう報告をする義務が私はあると思うのですね。ですから、そういうような、まず人間として行政として、基本的な考え方、それをお聞きしたいと思うわけでございます。

そしてまた、寄附された方については、ただ寄附を受けたということだけではなしに何らかの方で公表もしていかなければならないというような義務も私はあると思うのですね。そういう点についてどのようにお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

そしてまた、次に民生費の中で、部長の方からご回答をいただきましたが、社会的弱者に対して、今現在該当者はどれくらいおられて、例えば1世帯当たり、ちなみに5,000円の補助をするとしたら総額が幾らぐらいになるのか。なかなか該当者の数字というのはつかみにくいわけでございますが、そういうことをきちっと掌握して報告を願いたいと思うのと同時に、今の回答では前向きに検討をしていくというようなことでございますが、こういう部分についてはもう12月議会で言っているのは遅いのですよ。時既に遅いのですね。ですから、12月議会でこれを要するに施策の一環として取り入れていただくような決意があるのか。やはり福祉のまち野洲というようなかけ声に負けないような施策を私は展開してほしいと思うのですよ。そして、健常者あるいは社会的弱者の立場に立った方々と共に、これから迎えるこの厳しい冬をみんなが過ごせるように努力をしていただきたいというような思いを持っております。12月議会で反映させていただければ、野洲市民みんなの幸福になるかと私は思うわけでございますが、もうしつこい質問はいたしませんので、この辺できっちりした回答をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） まちづくり政策室政策監。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） ただいまの鈴木議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

2点ご質問があったかと思いますが、1点目は寄附者に対しましてその使途を報告する義務があるのではないかと、基本的な考え方はというふうなご質問でございますが、これにつきましては条例の第10条で運用状況を公表しなければならないというふうに規定しております。また、条例の施行規則におきましても、第5条でその運用状況の公表の方

法として、野洲市のホームページあるいは広報やす等により行くと、こうした規定を設けております。この公表につきまして、いただいた何がしかの寄附は何年度の何々の事業に幾ら幾ら充当し活用させていただきましたと、こういうふうなご報告を申し上げようと、このように考えております。

また、さらに寄附をいただきました方の氏名などの公表につきましても、どのようにするのかと、こういったご質問でございますが、この条例の施行規則の中に寄附申込書の様式を付けておりますが、この様式の中に運用状況の公表をするときにお名前、住所、寄附金額、使い道の指定の内訳の状況につきまして公表してもいいのかどうか、あるいは名前だけ公表してもいいのか、あるいは公開を希望しないのかというのもここで寄附をいただいた方のご意向を確認するようにはいたしておりますので、そうしたご意向に従いまして公表を行ってまいりたい。そして寄附をいただいた方にはお礼状を丁寧に差し上げていきたいと、このように思っております。

問い合わせ件数につきましては、今のところ3件ぐらいございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。具体的な件数等ということでご質問をいただきました。

先ほど高島市の事例を言っていましたので、少し調べましたところ、高島市で昨年、今年度を含めて続けてやられるようですけれども、高齢世帯と障がいのある世帯、そして母子、父子、生活保護世帯というのを対象にされていまして、この中で市町村民税の非課税世帯を給付の対象にするということで、本市では65歳以上の高齢世帯が約1,100世帯、障がいのある世帯で265世帯、母子家庭で189世帯、父子で1世帯、生活保護の受給世帯で112世帯で、全体で1,667世帯となります。おっしゃっていただきました1世帯5,000円にしますと、単純に計算すると833万5,000円ということになるのですが、高島市では1世帯当たりということですので、今申し上げました1,667世帯の中には1家族の中に重なっておられる方もおいでになるということも想定されますので、今のところおおむね1,200世帯で5,000円を掛けますと600万円余りの費用が要るのかなということを考えております。昨年の他の市でいきますと、あるところでは障がいのある方の作業所についてもなかなか厳しい状況があるということですので、こういう形で個々に支援をしていくのか、本当に実態を見ながらセーフティーネッ

トというのか、必要な方へ支援するという部分も少し細かく、昨年できなかった部分もございまして、その辺も調べてまいりたいと考えております。

今おっしゃるように冬期にいたしますと、ということですが、12月議会で云々とおっしゃっていただいて、今からもし、いろいろとこれから状況等を調べて、福祉サイドとしては地域の生活、低所得者の実態を踏まえて支援ができるようにこれから検討してまいりたい。自ずから願います時期でいけば12月議会をお願いをしたいという思いでございますので、今後いろいろと財政当局との絡みもございまして、その辺は福祉としては努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 次に、第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは議第59号平成20年度一般会計補正予算について質問を行います。質問にあたりまして一言申し上げます。市長もご承知のように、去る1日、福田首相が突然の辞任表明をいたしました。これは昨年の安倍首相に続くものでありまして、まさに異常、政権投げ出しの無責任なものであります。この政権投げ出しは単に首相の問題ではなく、とりもなおさず、この間、小泉政権以来の構造改革路線の破たん、行き詰まりであること、自公政権に対する国民の意思の反映にほかなりません。国民、市民はこの間雇用、年金、後期高齢者医療制度など、すべての分野にわたり国民生活破壊の構造改革路線にノーの審判を下し、この行き詰まり打開はできないことを見抜いております。よって、市長は市長自身は政権投げ出しではありませんが、任期満了であります。残された期間この状況を正しく認識され、市民の立場に立った市政運営をされることをはじめに申し上げておきます。

それでは質問いたします。今回の補正では3月議会の当初予算で旧中主町地域における商工支援策として年間2,000万円、向こう5年間で1億円の補助及び債務負担行為を行うことを今回全面的に削除するというものであります。

今日、相次ぐ大型商業施設の進出が顕著なこの湖南地域において、地元商業が脅かされており、行政が地元商業の支援及びまちの活性化という点で支援を行うことは当然でありまして、これに異議あるものではありません。しかし今回進められてきた支援策は、3月議会でも指摘しましたように、1点目に補助の経過と目的、2点目に補助後の運営方法、3点目に今回の補助による事業が地元商業者に対して有効な支援策となるのかどうか極めて不明確でありながら、3月議会に提案されました。

そこで、1点目に3月の当初予算からわずか半年の年度途中のこの9月補正で予算の削減提案であります、このように削減せざるを得ないという事態に陥った原因は、3月議会の時点で市が言う支援策実施の見通しが無いにも関わらず予算を計上されたこと、また市の支援策そのものが有効な内容でないことが指摘されていたにも関わらず予算が計上されたと私は思っています。

このような経過、背景があると考えますが、改めて今回予算削減に至った経過、理由について、またご承知のように商工会は来年4月をもって旧2町の商工会が合併されます。今後支援策の推進を行うにあたり、今回の教訓、そして今後の支援方向についてお聞きいたします。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の議第59号平成20年度野洲市一般会計補正予算中、中小商業活性化促進事業補助金の減額及び債務負担行為の廃止についての1点目の予算削減に至った経過と理由についてであります、中主商工会の地域商業施設の建設につきましては、平成19年度において中主商工会地域商業施設推進委員会において、商業施設整備について協議、検討を重ねられた経過等を踏まえまして、有効な支援策の一つとして応えたものであります。しかしながら、本年4月に入り、中主商工会の会員の中にも計画に対する慎重派が出てこられ、引き続き十分に協議、検討されてきたものと聞いております。

その後におきましても、中主商工会からは地域商業施設建設についての具体的な計画も示されず、さらに5月に開催されました中主商工会総代会においては、平成20年度の重点事業として中小商業活性化促進事業を挙げられたものの、これまでの地域商業施設推進委員会は発展的に解消し、新たに地域活性化推進委員会の立ち上げを示されたところでございます。こうしたことから、中主商工会は商業施設の建設については断念されたと判断し、今回の予算措置としたものでございます。

次に、2点目の商工会に対する今後の支援方向についてのご質問でございますが、商工会では来年4月を目標に合併を目指しておられます。現在、合併協議会におきまして鋭意協議を進めておられます。その中におきまして、新商工会には地域経済の振興につながる新たな事業の展開が求められていることについて、協議会におきましても確認もされているところでございます。

こうしたことから、行政といたしましても新商工会からの新たな活性化策の提案につき

ましては、財政事情等総合的に勘案しながら支援をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） ちょっと確認もしたいのですけれども、今回の共同店舗の計画、これは正式に白紙撤回になったのですか。せんだっての説明なり会派の説明会なりでは、何か場所を変えてまた引き続き検討するとかやり方を変えて検討するとか、そういう説明もされていきましたね。これは確認だけのことなののですけれども、新聞報道では市長のコメントで商工会が共同店舗の事業化を中止したとありますね。市のホームページには、このたび商工会の総会で共同店舗を行わないと決定されましたので、補助金2,000万円を減額しますと書いているのですね。これは今確認しているのですけれども、共同店舗は全く白紙撤回、それで商工会の総会で決定されたと書いてありますが、総会で正式にこれは完全白紙撤回になったと理解していいのですか。先ほど言いましたように、たしか会派の説明会ではまた形を変えて場所を変えて場合によっては考えるという含みもあるという説明をされたと思うのですけれども、これははじめに確認しておきたいと思います。

それと2点目は、3月議会に提案されてわずか半年後の9月議会に削除されるわけですが、結果としては先ほど鈴木議員も言われたようにだめなものだめということで削減そのものには賛成したいと思いますが、しかしわずか半年でこういう事態になったという経過は、行政責任は私は大きいと思います。先ほど答弁の中で、当時は有効な策として提案した旨をたしか答弁されたと思うのですけれども、一番はじめの質問で言いましたように、当時からこの計画が本当に有効な支援策であったのか、経過、目的を含めて当初から大きな疑問、懸念があったでしょう。本来予算というのは、これもさっき話がありましたように、事業の実施の見込みがあってこそ、決定されてこそ予算計上するのですね。先ほど当時有効な策であったと言われましたが、私が思うには当時の議論から、計画の具体化、合意形成の状況も見て、そんなのは全くなかったと判断しているのですけれどもね。だから反対もしましたし、加えて言うならば、たしか付帯決議で関係者が納得できる事業で合意されることとか、あるいは市議会にも納得できる経過が説明されること、これが一定条件付いたと思うのですけれども、こういう条件を付けざるを得ないこと自身、逆に言うとなかなかということになるのですよね。だから、単に仕方がないということではなく、やはり事業実施の予算計上の見込みが間違っていたということをそれなりに結果としての結果責任、教訓、反省にしてもらわなければならないと思うのですね。その点に

ついてどう思っておられるのか。現状の共同店舗は白紙か含みがあるのかの1点目とあわせてお聞きしたいと思います。

○議長（林 克君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目の共同店舗について白紙撤回かということの確認ということでございますが、先ほど答弁でも申し上げましたが、商業施設はもう撤回ということをおっしゃるので、商業施設というのは共同店舗、いわゆる中主地域における共同店舗はもうやめるということでございます。

それと、商工会の総会等で決定されたのかということでございますが、5月21日、先ほど総代会でということをおっしゃいましたが、そこでの会長の発言等を踏まえまして、そしてその後の協議結果を踏まえまして決定されたものというふうに判断をしております。

それと、半年で補正に至ったということの責任ということでございますが、これも先ほど答弁申し上げましたとおり、市としては18年度から検討もいただいております。市もその検討へも加わっておりましたし、そしてまだイオンが開店していない段階からの検討もございました。そういうことも踏まえまして、当然開店後の状況を見る必要もございます。そして商工会の方でもそういう開店後の判断というものがございます。そういうことを踏まえて、当然イオンも昨年11月に開店して、4月段階でいいますと5カ月程度経つわけでございますので、そういうことも踏まえて判断をされておりますし、状況もわかったということでございます。それと減額するには商工会の意思もありますので、そういうことも踏まえ、商工会の意見も聞きながらこの9月に補正をすることに決めたものでございます。それが間違いであったかということにつきましては、十分に協議、検討、精査もいたしましたので、間違いがあったとは認識をいたしておりません。

それと、有効な支援策であったのかということでございますが、これも当然イオンの状況というのはわからない部分もございましたので、そういうことも踏まえてその段階では有効な手段として予算を編成したものでございますので、よろしくお願いたしたいと思っております。

それと、最後に付帯決議の分は当然でございます。そういうことも踏まえまして、商工会の状況あるいは商工会の方針等、そして3月の付帯決議を踏まえまして、今回の補正に至ったということでございますのでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番(小菅六雄君) もう同じことなので余り繰り返しても仕方ないのですけれども、本来市が条例改正にしろ予算の提案にしろ、提案するからには当然責任があるわけなので、議会議決しなければならないから。とりわけ年間2,000万円、それで総額1億円、これほど大きな事業を提案される場合、それなりに確固とした方針の確信がなければ提案できないと思うのです。だからさっき言いましたように、もう繰り返しになりますが、有効な策と当時言われましたが、私が言ったのは、当時から有効であるか疑問という意見が議会のみならず関係者の皆さんから出ていたと言っているでしょう。そういう意味で、やはり真摯な教訓として私は反省の弁が必要だと思うのです。ではないでしょうか。この点確認しておきたいと思います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 事務的なことは部長がお答えをいたしました。時に名前を呼ばせて下さい。小菅さん、この問題は合併後ずっとおっしゃっているのですよ。私は合併以前からこの問題は聞いているのです。もっと言うなら工業専用区域を近隣商業区域に用途変更された時点からこの話はあるのですよ。そうでしょう。それをずっと引っ張ってきたのではないですか。私も本心から言えばおっしゃるような意味もわかっていますよ。しかしそれをせざるを得ないルールが敷いてあったのではないのですか。そうでしょう。今結論が出ましたよ。イオンがオープンして魚忠さんのお客が減っていますか。平和堂が閉めましたか。このことは我々は見込んでいましたよ、はじめから。だけど、ずっと合併前からこのルールは敷けていました。だから忠実に予算を要求して計上しました。今結論が出ましたので、この予算を補正減にいたします。

○議長（林 克君） 次に、議第65号から議第75号までの各議案に対する質疑を行います。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、議第65号平成19年度一般会計歳入歳出決算の認定について質問をいたします。

一般会計の当初予算並びに決算については市長の政治姿勢、またそれに基づく行政運営や財政運営が明らかになる重要なものであります。その立場から決算の基本点について幾つかお聞きいたします。

この観点から見ますと、市長もご承知のように平成19年度は小泉内閣から安倍内閣へと政権が代わっています。しかし、小泉首相が進めた構造改革路線、三位一体の改革に基づく税源移譲なども進められてきたのが19年度であります。国政全体を見ますと、大企業、大資産家には減税、庶民には増税、高齢者をねらい撃ちした増税、定率減税の廃止、また国保などの医療制度、介護保険制度、障がい者福祉制度など、一連の社会保障制度の改悪でサービス切り捨てと負担強化を進めてきたのがこの19年度であります。さらにはこの構造改革路線では、これもまたご承知のように雇用の流動化という名のもと、労働者の非正規雇用が拡大され、一層暮らし、雇用が脅かされてきました。その結果が格差と貧困が広がり、深刻な事態であります。本市でも、この間生活保護世帯や就学援助世帯の増加、税や公共料金の滞納の増加も見られると思います。

その中で大きく1点目といたしまして、このような構造改革路線の19年度でありましたが、市長は常々全体としてこの構造改革路線、三位一体の改革を、私は評価されてきたと思います。19年度決算を見て改めてその認識をお聞きします。

また、先に言いました市民の置かれている生活実態、格差、貧困が広がりを示していると思いますが、市長の認識をお聞きいたします。

2点目に、決算から見る財政方向について若干お聞きしたいと思います。

昨年の19年度当初予算提案時、三位一体の改革、具体的には税源移譲により、当時の説明では歳入では個人住民税、市民税が5億6,969万円増、しかし歳出では所得譲与税廃止に伴い3億6,900万円の減、また定率減税廃止で地方特例交付金が1億5,750万円減、そして地方交付税が1億円の減の予想でありました。このように税源移譲と言いながら収支ではマイナスであり、予算の編成が困難を余儀なくされた経過があります。この点で、本決算を見てこれらの影響は当初見込みからどのようになったのかをお聞きします。

2つ目に、昨年来行財政改革並びに財政健全化計画を進めていますが、19年度の実施事業及び影響額について。

3つ目に、以上を踏まえて次年度以降の財政見通しはどう分析されているのか。

大きな3点目といたしまして、平成19年度の具体的な事業について総括的にお聞きいたします。

以上述べましたように、市民の置かれている暮らしの現状は大変であります。それだけに、予算は市民の立場に立ち、税金の無駄遣いをやめることや暮らし優先の予算編成、事

業の執行が求められています。決算を見ますと、以前にも指摘しましたが、昨年1月から医療費無料化制度が入院で中学校卒業まで拡充されました。また、中学校でのパソコン更新とか机更新、あるいは昨年度来議会でも要求してきましたが、本市での多重債務問題を中心とする市民生活相談の充実へ、昨年10月からは相談員を1名から2名に増員され、さらに今年4月からは市民生活相談室を設置され、体制強化もされています。このように、願いに応える施策もありますが、問題は全体を見た場合という点であります。無駄遣いの排除あるいは不必要な予算、事業の廃止の問題です。

例えば、新幹線新駅の負担の問題、19年度では新幹線栗東新駅問題は必要ない、負担するなという市民、県民の世論と運動で建設は中止が決定されました。しかし、当初予算では野洲市の場合市長は負担金を計上されました。もちろん最終的には負担金は支出されませんでした。このときも市長には真摯な反省は見受けられませんでした。あるいは同和関係予算も同様であります。これまで、以前検討すべき時期に来ているとも言われましたが、決算を見る限りではこれまでの予算、事業を踏襲されています。これでは市民の意思が反映されているとは言えません。

この中で、一方暮らしに関わる決算を見ますと、19年度では職員給与の引き下げや敬老祝金の減額、国保であります。人間ドックの補助の削減、市民の暮らしを脅かしています。これらを含めまして、事務事業見直しという名のもと、まちづくり、福祉、医療、農業など40事業にわたって3,974万円の削減もされました。このようなことは格差、貧困の広がり、市民の暮らしが大変なとき許されないのではないのでしょうか。

以上、全体総括的に述べましたが、不必要あるいは無駄な事業、予算がある中で、一方で市民に負担強化、サービス切り捨てを進めた19年度であったと考えますが、この指摘に対して市長の見解をお聞きいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） それでは、改めて小菅議員の質問にお答えをいたします。

19年度の一般会計の歳入歳出決算についての問題点を指摘されておるのですが、大きな1点目はやはり財政構造改革の三位一体改革の評価でございますが、これは私は常々申し上げてまいりました。地方自治の自主性と自立性を高めるため、あるいは地方の責任で地方自治体を運営すべきものであるという考え方に立った改革という意味では、基本的に必要な改革であろうと考えております。現在での国庫補助負担金の削減や地方交付税の削減は、国の財政再建を主眼に置いたものであると言えますし、そのことが地方財政を圧迫

する内容であり、十分なものではないと考えております。

今後、真の地方分権改革につながる内容となることを大きく期待いたしております。

大きな1点目の2番目ですが、格差と貧困の広がりについてでございますが、全国的に景気の回復が実感できないとの声が多くございます。そのような中で、国のみならず本市の財政事情も非常に苦しい運営を強いられていますが、この状況を乗り切るために行政改革及び財政健全化計画の実行を進めております。無駄をなくして限られた財源を有効に使っていかうと、こういうふうに加え、市民の皆さんの生活の保障に努めてまいりたいと、このように考えております。

大きな2点目の①ですが、税源移譲による影響額についてでございますが、これは減額となりましたのは、地方特例交付金で2億1,157万円、所得譲与税で3億6,933万円、合計で5億8,090万円の減額となりました。一方、増収となりました個人市民税は単純に19年度と18年度の決算額を比較しますと、6億3,731万円増となっております。この中には税源移譲に係る額と個人住民税の定率減税影響分も含まれていることから、三位一体改革による影響額については十分に把握しがたいと思っております。

また、交付税につきましては、合併特例債の償還の算入等によりまして、1億792万円増額となり、当初見込みより歳入が増加しました。この要因は、給食センターの建築の合併特例債の償還に係る分が既に反映してきたということでございます。

大きな2点目の②でございますが、行政改革並びに財政健全化計画の影響額については、歳入では収納率の向上や基金の確保、歳出においては人件費の抑制等健全化実行プログラムの取り組みによりまして、約3億9,300万円の増収、削減の実行ができたものであり、このように思っております。

次に、大きな2点目の③ですが、次年度以降の財政見通しであります。18年度に財政健全化計画を策定し、中期財政見通しを昨年度改定いたしました。これは昨年度10月ごろでございましたが、当時の状況よりは財政状況は改善しているものの、今後国や県の動向や本市の歳入の根幹となる法人税等を注視しながら、将来の財政見通しを改定してまいりたいと考えております。

大きな3点目、決算全体では、言うまでもなく暮らし優先の考え方に立つ、人権・環境・協働の視点に立った効果的で効率的な財政運営に努める所でございます。個々おっしゃいましたが、そうした総括的な考えで進めております。まちづくりの取り組みについても、必要な施策を見極めた執行となったものと考えております。

以上、お答えいたします。細部についてはまた部長の方からもお答えをいたします。

○議長（林 克君） 暫時休憩します。

（午前 11 時 50 分 休憩）

（午前 11 時 50 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

○17番（小菅六雄君） はじめに言いましたように、総括的にお聞きしたいと思います。各論はまた委員会でしますので。

今日の大きく言えば三位一体の改革、税源移譲の問題ですけれども、私どもは昨年、この問題はもちろん市の努力の及ばないところの国の施策なので何なのですけれども、やはり市財政に与える影響はきちっと見ておかなければならないので確認というか、もう一度お聞きしたいのですけれども、昨年来私どもが言いましたのは、税源移譲は実際は総額で地方自治体に対してマイナスだと。これは大きい問題だと言ったわけなのです。

それでちょっと確認も含めてもう一度またお聞きしたいのですけれども、先ほど市長の数字の答弁と私が見た数字とちょっと合わないところがあるのはご承知いただきたいと思ひまして、定率減税の廃止と市民税の税率フラット化がありましたね。これでさっき市長が言われましたように一応、それがすべてではないですが、個人市民税は6億3,671万円増収なのです。一方、税源移譲で所得譲与税が廃止になりまして、地方譲与税は3億7,343万円のマイナス、また定率減税の廃止などで地方特例交付金が廃止されまして2億1,157万円マイナス、ここだけを見ますとプラスマイナスで5,171万円のプラスのように見えるのですけれども、そのとおりに受けとめていいのでしょうか。

そこで、はじめに言いました6億3,671万円市民税の増の部分、これは実際の税源移譲による増収分と見ていいのか、どのように考えていいのか。市民税が増収になったといっても自然増などが考えられまして、実際の税源移譲、つまり税率のフラット化とかによる増収分のうちどの程度を見たらいいのか。これがわからないと税源移譲が正しく本当に行われているかわからないと思うのですよね。ここはどうなのかをお聞きしたいと思います。

それと、市長は先ほど地方交付税は約1億円ほどふえたと言われました。それはそのとおりなのです。しかし、これは市長も言われましたように合併特例債の元利償還に関わつての地方交付税に算入される、これはちょっとお聞きしますと1億5,117万円が基準

財政需要額として算入され、その延長として地方交付税に交付されているもので、これがなければやはり国の地方交付税総額抑制を見れば、本当はこの地方交付税も減っていると思うのですよ。それはそう見ていいのですね。その点も見解をお聞きしたいと思うのですね。

加えて言いますならば、今回16億円が17億円にふえたと言われましたが、もともと合併前は、合併前のことを今ごろ言っても何だと言われますが、合併前は財政のシミュレーションで19年度は合併すれば地方交付税は20億7,000万円あると言われたのですね。合併すれば地方交付税は保証されますと、ばら色の絵をかいていただきまして、そう市民を説得されて合併を推進されたのです。そこから見ても、今回1億円増収されたといえども、当時のシミュレーションから3億円も地方交付税は減っているということですね。ここら辺から見ても、やはり国もさることながら、市としての結果責任もあると思うのですけれども、この辺について見解をお聞きしたいと思います。

それと、確かに限られた市財政であります、市長は本当に市民の生活実態をどの程度認識されているのか。これは笑い事ではないのですよ。その認識が薄ければ市の施策なり予算に反映しませんので、担当課に少しお聞きしたのですが、野洲市の生活保護、これが5年単位で見ますと平成10年度が53世帯なのです。保護率が1.54%、平成15年が89世帯で2.76%です。20年度がないのですが、19年度を見ますと110世帯、3.47%、約9年間で生活保護世帯が倍にふえているのですね。そもそも国が生活保護の抑制に制度改悪している中でも、生活保護世帯が倍になっている。加えて生活保護も含めてであります、小中学校の就学援助の受給者、これを見て驚いたのであります、余り古い資料はないのですが、平成14年度は就学援助を受けているのが4,306名中155名で3.6%、これが平成20年度8月1日現在、155名から336名にふえているのです。倍になっているのですね。4,384名336名、7.6%にもなっているのですね。これが今の市民の生活実態、影響がこういう面で端的にあらわれているのですね。そういう面から見て、先ほど言いましたように行財政改革なり事務事業の見直しなりが、私は暮らしを守るというよりも市民の暮らしを脅かす内容になっていると。

これも以前の議会でも指摘しましたが、例えば事務事業の見直しで19年度40事業3,974万円削減されました。この中には、児童・生徒心臓精密検査助成事業、これを廃止したとか、母子家庭児童入学支度金支給事業、これを対象を非課税世帯に限定したとか、それだけでなく本市では弱い農業関係予算、少ない単独事業でも3つの事業について廃止

及び削減をされた。基本的に廃止されている。こういうことが本当にさっき言いましたように、市長が市民の生活の現状を認識されて19年度予算と事業の執行をされたのか疑問だと言ったゆえんであります。改めて市長の見解をお聞きいたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 質問の中で非常に細かい計数的なことをおっしゃったのですが、それは各担当に任ずとして、私の方から2点ほどお答えしたいと思います。

地方交付税は私の認識では旧中主町時代には19億お受けになっていたと思うのですね。そのまま合併後10年間は保証してやろうということでしたね。私もそう信じていました。しかし、三位一体の改革で先ほども申しましたように国全体の地方交付税のレベルが下がったということですね。そこで、19億が12億まで下がったのですよ。そこへプラスすることの1億7,000万のいわゆる合併特例債の利子補給、元利の補給が約2億ほどあるのですね。だから14億の交付税を受けている。これは普通交付税ですよ。だからそれは合併の効果があつたと、こういうことですが、地方交付税はおっしゃるように下がっていますから、全体が下がっていますから、これは三位一体の改革の中で一番弱いところを詰めてきたと、こういうことで私は憤慨をしております。

それと、計数的なこと、どっちが多かった、少なかったの話は部長に任せまして、市民の生活にというところで非常におっしゃるのですが、私は自信を持って、特に弱者に対しては自信を持って施策を展開してきたと思っていますよ。他の市町に負けずに頑張ってきました。福祉、医療しかり、在宅介護の支援しかり、介護保険料が高いではないかとおっしゃっている。なぜ高く付くかということは私は十分に説明しているはずですね。それだけ手厚い介護をしているということです。そうでしょう。身体障がい者、特に弱者については大事にしております。子育てについても立派にやってまいりました。

以上申し上げて終わります。あとは部長から答えさせます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後12時03分 休憩）

（午後12時59分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（前田健司君） 小菅議員の再質問にお答えをしたいと思います。

3点ほどいただいたと思いますが、まず1点目、税源移譲による個人住民税への影響で

ございますが、予想で5億6,969万円ということで、先ほど市長の方から18年、19年の単純決算額を現年度分で比較すると6億3,731万円の増収と報告をされましたが、お尋ねの自然増による分、あるいはまた定率減税による影響分、こうしたことにつきましては算出することが現実困難でございまして、所得税から個人住民税への移行分をこの分だけ抜き出すことはできませんので、ご理解いただきたいと思えます。

それからあと、これも市長から報告されましたが、再度所得譲与税あるいは地方特例交付金の数値につきまして報告させていただきたいと思えますが、まず所得譲与税廃止の予想では3億6,900万円の減という予想を立てておりました。これに対しまして、決算では3億6,933万円の減でございました。ほぼ2割の数字でございます。また地方特例交付金でございます。これにつきましては、予想が1億5,750万円の減という予想を立てておりましたが、決算におきましては2億1,157万円の減ということになりました。このことから、今申し上げました2つを合わせますと、5億2,650万円の減ということで予想しておりましたが、決算では5億8,090万ということになりまして、差し引き5,440万円となりまして、予想よりも減収額が上回ったという結果になったわけでございます。

それから、交付税の関係につきましては、これも市長の方からお答えしたとおりでございますが、これも三位一体改革の影響によりまして、全国的にも減少傾向ということでございまして、ちなみに18年、19年度比較で申し上げますと4.47%の減、金額にいたしますと6,623億円の減ということになってございます。本市の場合につきましては、合併特例債の参入によりまして1億792万円の増となったものでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは今お聞きしましたように、やはり全体から見れば結局マイナスと理解していいわけなのですね。こういう影響を受けています。

それと、これはどうなのかというのをお聞きしたいのですけれども、これも三位一体の改革の中の一つだと思うのですけれども、例えば公立保育所運営国庫負担金が廃止されましたね。これも前議会で議論になったことがあるのですが、交付税として一般財源化されているわけですが、当時、旧中主はもう公立保育所がなかったので旧野洲町ですけれども、たしかこのとき国庫負担金は約6,900万円、約7,000万円あったのですけれども、野洲は不交付団体でありますので、これは交付税参入なしに全額カットされた

と理解していいのですね。言いたいのは、こういうことを含めればやはり全体として税源移譲と言いながら大幅に地方への、野洲市への地方交付税も含めた負担金は物すごく大きな影響を受けていると。そういうことを認識されて引き続き国にきちっと言わなければならない、このことが言いたかったわけであります。

それと、最後に市長に、市民の生活実態であります、さっき言いましたように生活保護なり就学援助なり、物すごくふえている。5年、10年前に比べて対象者が2倍にもなっている。これが現実なのです。それに対して答弁ではそれなりにそういう層への施策はやっていると言われましたが、例えばさっき就学援助の件で言いましたが、就学援助、さっきの数字の中には生活保護世帯も含んでいるのですけれども、それ以外にも、今野洲市では生保の1.2倍が就学援助の認定になっていきますけれども、言いたいのはその生活保護を超えるボーダーライン上の人たちが、この数字を見てかなりふえているということなのです。それに対して、対象者が広がって就学援助の対象にはなりましたが、それによって援助を受けられますが、言いたいのはそれを超える市民の負担が大変でしょうということなのです。

と言いますのは、よそでもやっているように、例えば現状を見るならば生保の1.2倍を当面1.5倍に引き上げるとか、そういう努力がなされてもよかったのではないかと。そういう意味では、市長が言うように一生懸命やっていたとは、私は19年度で認識できない。そういう意味のことを言ったので、市長にもう一度見解をお尋ねしたいと思います。

それと先ほど言うのを忘れてましたが、地方交付税が総額抑制で減らされてきたわけですが、当時合併すれば地方交付税が10年間継続されてそれなりにあると信じていたと言われました。しかし、信じる者は救われると言いますが、政治の世界ではそう簡単に信じられないのです。救われないのです。その認識が甘かったのではないかと私は思うのです。そういう意味で、先ほど言いましたように合併したときに、もう合併しているから過去のことをさかのぼっても仕方ありませんが、当時10年間地方交付税が継続されているんなあめがあると行って市民を説得されて、言葉を変えれば誘導されて進めたのでしたから、そういう意味での責任があるわけなのです。だから、そういう中で先ほど言いました国に言うべきことは言いながら、市民に対しては無駄、不必要予算を削減して市民の暮らしを守る予算がやはり19年度で必要ではなかったでしょうかと言いたいわけでありまして、今1点だけ具体的な言葉を言いましたが、例えばより一層就学援助を超える市民の暮らし負担が大変なのだから、認定基準を当面1.5倍に拡大しようとか、そういうことを含め

て考えられなかったのか、もう一度聞いておきたいと思います。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 就学援助費あるいは生活保護法のことは国の基準でやっていますので、私はわかりませんので担当からお答えをいただきます。信じる者は救われる。それはやはりみんなお互い世の中、生活の中では互いに信じ合って生活をしているのではないですかね。しかしその半面、情勢あるいは条件、その他いろんなものでそういうことが覆される。これはお互いに立場で理解をしていかなければいけない。そうでしょう。だから合併は地方交付税が10年間もらえるから合併しようと、そんな単純な合併ではございませんので。ただ、財政的な支援はそういうこともあるということが前提であったということだけであって、やはり旧中主、旧野洲の人口5万からのものがこの土地を生かしながら、恵まれた自然に感謝しながら生活を営むためには、これぐらいの大きくもない小さくもないまちをつくっていかうではないかと、そして自立するまちをつくろうということに合併したので、その辺は深いご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 小菅議員の就学援助費の関係のご質問にお答えいたします。ご指摘のとおり就学援助の関係で要保護・準要保護者につきましては、議員の方は14年度から比較されましたけれども、13年度は131人でございますので、13年度と20年度を比較しますと8年間で約2.6倍ぐらいに増加しております。それは事実でございます。ただ、この増加要因につきましては、分析した資料がございませんので、その辺はご容赦いただきたいと思いますが、おっしゃいますように最近の原油高等で生活が大変な状況は我々も認識しておりますけれども、市の財政事情も大変厳しい状況が続いております。就学援助費の国庫補助金も縮小されまして、あるいは交付税算入というふうに変わりましたので、ほとんどが一般財源で現在対応しているところでございます。そういった意味におきまして、当面認定比率引き上げにつきましては考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 克君） 次に、第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第66号平成19年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、まず質疑を行います。

国民健康保険というのは、これまでからも言われていますように、老人の加入割合が高

く、傷病率も高く、また1世帯当たりの年間所得も低く、他の保険組合と比べても財政的な基盤が弱いということは誰もが認めるところではないでしょうか。例えば、2004年の国民健康保険中央会の調査では、国保の老人割合は26%に対して、政府管掌保険は5.4%、組合健保では2.6%です。年間所得も1世帯当たり国保では153万円、政府管掌保険は237万円、健保組合は381万円です。年間所得をもとにした保険料率は国保は10.2%、政府管掌保険は6.7%、健保組合は4.6%となっています。2007年度の厚生労働白書では、1人当たりの診療費は、国保は16万7,000円、政府管掌保険は11万5,000円、健保組合は10万1,000円となっています。

野洲市の2007年度決算では、収入内訳で31%が国保税、国庫支出金が19.8%、国庫補助金3.5%、県支出金が3.6%、療養給付金26.6%、一般会計繰り入れが6.7%となっています。国保に対して相互扶助だけでなく、国として社会保障制度として位置付け、国庫支出金と補助金で23.3%でなく50%の財政的な支援をしなければ、高過ぎる保険税が払えない状況がふえます。未収額は2億2,300万円であり、不納欠損も930万円もあります。33万円以下の世帯が25%、103万円以下の世帯が13%、200万円以下の世帯が23%であり、合わせて61%が200万円以下の世帯となっています。さらに、均等割、平等割の応益割合と所得割の応能割合を5対5にしたことにより、所得がふえるほど所得に占める割合が減ります。このことが国保税の滞納を生み出しています。

以上の状況から質問いたします。

①財政的な基盤が弱い国保に対して、国がもっと負担すべきと考えますが、見解を求めます。

②徴収率も全体で84%と低いですが、一番低いのが33万円以下の世帯の方々に、85.6%です。法定減免があるとはいえ、応益割合が払えないのではないのでしょうか。平均年税額が2万5,634円です。滞納平均額も同じぐらいの金額で2万5,323円となっています。収納率で一番いいと言われる層が700万円から800万円の世帯で97.3%の収納率です。平均年税額が22万3,699円で、滞納の平均額が4万7,178円と非常に少ないです。このような状況を見ますと、均等割、平等割を引き下げて社会保険のように所得割にシフトを置いたやり方に変えていくべきだと考えますが、見解を求めます。また、不納欠損は何人、何世帯おられるのか。収入未済の方は何世帯で最高は幾らの金額なのかお尋ねいたします。

国民健康保険法は1961年から国民皆保険として加入することが義務付けられました。法第1条で、この法律は国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とするとあります。社会保障制度として発足いたしました。しかし、高過ぎる保険料のため、払えない世帯がふえてきました。これを解決するために短期保険証や資格証明書の発行を義務付けました。この政府の方針を忠実に実行しているのが野洲市ではないでしょうか。資格証明書は窓口で10割支払わなければならない、保険証ではありません。県下でもトップクラスの発行率です。社会保障及び国民保健の向上に寄与するという観点から全く発行していない自治体もありますし、高齢者や子どものいる家庭には無条件に保険証を交付している自治体もあります。野洲市では高齢者のいる世帯、子どものいる世帯、障がい者のいる世帯にどれだけ資格証明書を発行しているのか、お尋ねいたします。

次に、減免規定について質問します。

野洲市の場合、前年に比べ所得が落ちたとき、所得割を減免することができますが、落ち込みが50%以下でないと適用されません。災害、倒産、リストラなど、全くゼロになる場合ははっきりしていると思いますが、自営業者の場合、前年に比べ8割ぐらいの売り上げになっているとか、また売り上げの落ち込みもさることながら経費増が大きくなり、実質所得が落ち込んでいるという方もあります。このような方に、来年の申告によって来年は下がりますという説明でなく、落ち込みの予想率に応じて減免できるように運用すべきではないでしょうか。払えないと滞納になり、次年度も加算され、一旦つまづくとも本当に払えなくなってしまいます。そのためにも、落ち込みが50%以下から適用するのではなく、落ち込みの割合に応じて所得割を減免して払いやすくするように改正すべきだと思います。しかも、払える状況になれば収納率も上がるというメリットもありますが、見解を求めます。また、野洲市の減免規定を使って減免した世帯がこれまでで何件で金額は幾らぐらいかお答え下さい。

最後に、法第44条に基づく一部負担金の減免です。昨年も小菅議員が質問し、13市の担当職員が協議しているがまとまらないと言われました。しかし、子どもの医療費無料化は中学校卒業まで入院に関して無料にすることを野洲市として単独で行われています。生活保護ぎりぎりの方もおられます。滋賀県内で一部負担金の減免を実施している市町村はありませんが、大阪府では43市町のうち31市町で実施されています。野洲市がまず滋賀県内で突破口となって、安心して病院に行けるようにすべきですが、見解を求めます。

次に、議第68号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質問いたします。

介護保険は平成18年度に大幅な改悪が行われ、要介護1の人を要支援1・2にするよう国は指導しました。そして、予防給付事業はヘルパーの仕事の範囲もヘルパーが行うのではなく補助をするだけにしました。できないからヘルパーさんに来てもらっているにも関わらず、掃除も料理も洗濯なども本人の自立を促すためという理由でした。19年度はこの改悪された介護保険の範囲で事業が行われています。実績報告書では要支援の方に訪問介護や通所介護などの事業が前年に比べて件数でプラス2,000件、金額で5,000万円もふえています。要支援の認定の増だと思いますが、18年、19年、そして20年の人数の推移をお尋ねします。

さらに、ヘルパーさんの仕事の範囲は利用者の立場に立つように改善されたのでしょうか。お尋ねいたします。

また、3年に一度の見直しが来年行われます。見直しというと制度がよくなるのかと思えば逆に、保険料の引き上げや利用料の引き上げ、サービスの削減などが前回の見直しのときに進められました。政府は今後利用料の2割負担や軽度者を介護保険から完全に外すことを計画しています。このような中で、これまでの介護保険の問題点を明らかにし、一番国民と接点のある市町村から意見を上げていかななくてはなりません。

それで、3つ求めます。

①保険料、利用料を応能負担にすること。

②在宅でも施設でも安心して暮らせる制度にすること。

③国庫負担の増額を国に強く求める必要があると考えますが、以上見解を求めます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、野並議員の1点目の平成19年度国民健康保険税の決算の認定についてお答えを申し上げます。

まず1点目の国庫負担の増額についてでございますが、国庫負担が全体に占める割合が少ないのは、地方分権に伴う税源移譲によるもので、その分県負担が増加をしております。国、県を合わせますと一般被保険者の療養費等に対しまして、計算上は50%が補てんをされております。

また、退職等被保険者の療養費等につきましては、税を充当した残りを社会保険診療報酬支払基金が負担することとなっておりますことから、これらをすべて合わせますと、歳

出全体に占める割合は50.7%となっております。

ご指摘のように、国庫がさらにふえることによりまして、国保の運営が楽になるということは容易に想定されるところでございますけれども、制度としてこれ以上の国庫負担が必要かどうかにつきましては、現制度でいきますと国レベルでご論議をいただくものと考えております。

なお、本年度後期高齢等の制度改正等に伴いまして、一時的に国保会計への負担増となるようなものにつきましては、国庫が充当されるべきものであるということで、適宜要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の応益割と応能割の配分についてのご質問でございますが、これは地方税法に標準課税総額と標準割合が定められており、被保険者均等割額、世帯別平等割額及び所得割額の合算により、国民健康保険税を賦課する場合につきましては応能割の標準割合を100分の50とするものと定めてあります。国民健康保険税につきましては軽減制度等もあり、低所得者に対して所要の措置が講じられていること、標準割合が大きく逸脱した場合にあっては軽減割合に制限が加えられ、また国、県により補てんされている軽減税額の一部についても制限されるため、かえって低所得者の負担増にもつながることなどから、応能・応益割について標準割合に近付けるよう配慮し、それぞれの税率を定めているところでございます。

次に、平成19年度において国民健康保険税の不納欠損処分を行った世帯につきましては124世帯でございます。また、収入未済のある世帯は1,161世帯で、最高額は330万2,100円となっております。

3点目の資格証明書の交付についてのご質問ですが、一定以上の障がいのある人や就学前の乳幼児などにつきましては福祉医療費助成の対象となっている方、また老人保健が適用されている人などにつきましては、本市におきましては基本的に資格証明書の交付対象から除外をしております。高齢者と子どもがいる世帯に対しての資格証明書の交付状況につきましては、本年4月当初で就学前の乳幼児はすべて福祉医療費の助成対象ということからゼロということでございます。ただ、福祉医療の対象とならない小中学生がおられる家庭につきましては3世帯4人、高齢受給者証の対象となる70歳以上の高齢者につきましては4世帯5人となっております。

次に、減免規定についてのご質問でございますが、本市では減免取扱要綱により、国民健康保険税の全部または一部を負担することができない者に対して減免の取り扱いを定め

ております。

ご質問の所得激減者に対しましては、所得の減少割合が5割以上である場合に適用しておるところでございますが、国民健康保険が国民皆保険制度の基盤となるものであり、低所得者が多い構造であることから、被保険者に対しましては応分の負担をいただいているものであります。

減免規定に基づく減免世帯数及び減免額であります。平成19年度では10世帯59万6,000円でございます。

最後に、法第44条に基づく一部負担金の減免についてのご質問ですが、現在県下では13市で継続課題ということで取り組んでおるところでございます。これまでもお答えを申し上げておりますところですが、実施した場合には減免した費用を結局は保険税で賄うことになるのか、また、減免対象であることを医療機関としてどのように実際に取り扱っていくのか、医療費の精算をどのようにするかなど、いろいろと具体的な課題があるということではなかなか事務的には進んでおらないところがございますけれども、引き続き検討をしてみたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

続きまして、19年度の介護保険事業特別会計決算認定についてのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、要支援者の認定者数の推移につきましては、平成18年度末で304人、19年度末で332人、本年8月末で351人となったものでございまして、18、19年度の伸びでいきますと9.2%の増となったものでございます。

なお、ご質問の中で介護予防サービスの19年度決算額で、前年度に比べて5,000万円の増となったということもご質問をちょうだいしているところでございますが、この増になった原因としましては、先ほど申しました認定者の増もございますが、それよりも18年度は介護保険では新しい制度というのか、第3期へ入ったということで、制度改正の初年度であったということで、新たに認定される方、またこれまで認定された方が年度途中で更新されるという段階で新制度への適用がされるということもございますので、そのような原因で対前年度では倍近くなったということですので、ご理解を賜りたいと考えております。

次に、要支援者に対するホームヘルプサービス等についてのご質問でございますけれども、少しご質問にもあったように新たな計画の中で、介護予防という観点から利用者の自立に沿うような形でサービスをしていくというようなことで、それぞれの事業者もそれを

心がけてそれぞれの要介護者へのサービスにあたっているところでございます。

次に、今後の介護保険制度について、いろんな問題について国へ声を上げてはというようなご質問でございますけれども、来年度からの第4期介護保険事業計画につきましては、現在アンケートも進めながら、国の方針もこれからある程度出てまいるということを考えておりますけれども、基本的にはこれまで第3期で取り組まれておりました介護予防を重視した中で、計画としては保険料は応能の負担で、利用料は応益の負担というものを踏襲したものとなると考えておりますし、第3期で掲げられておりますように、制度の基本の理念であります自立の支援、またそれぞれの尊厳の保持を基本として、予防への取り組み、また身近な地域で特色のあるサービスが受けられるというようなものが生み出されておりますので、本市につきましてもそのような運営をしてまいりたいと考えております。

なお、第3期で新たにスタートした地域包括支援センターも3年目に入っておりますが、ここの機能の今後の充実と利用者負担が日額から月額への移行、また国庫金での調整交付金につきましては、まだまだ制度としては本市としても国に対して引き続き要望を上げてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます、以上決算のご質問のお答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 国の分を県が負担するということをおっしゃいましたが、全体的に国保の世帯、先ほど言いましたように200万円以下が61%、グラフにしてみたのですけれども、これが07年、下が08年なのですけれども、07年も08年も同じ200万円以下は61%でした。大体全体的には変わらない構造になっています。08年に関しては資産割がなくなりました。応益・応能割合が5対5になったということで、保険料を出しました。これを見てほしいのですけれども、上のところ、ちょっとアップしてもらえませんか。この中でぴゅっとこっちは上がっていますね。この上がっているのは去年なのです。保険の、下はちょっと細かくて見えませんが、33万円以下とか103万円以下とか所得基準によって出ていますので、一番上がっているのが去年、今年は下の線なのです。今年は資産割がなくなってこの部分、ここは年収800万円以上なのです。年収800万円以上という層が資産割がなくなって5対5になった関係で、こういうふうな状況になったのですよ。課税総額割る何世帯というので出しますと、こういうふうな形で大体ずっと上がっているところが平準化されたという内容ですね。下の表を映して下さい。下の表をもっとずっとアップしてもらえませんか。オレンジのところ最低の33万円以下なので

す。33万円以下というところが2万5,634円というのが平均なのです。それが2007年、2008年のここをもっとアップしてもらえませんか。これが3万3,205円になっているのです。比率的に去年の場合最低ラインの33万円以下というのが所得に占める割合が7.8%だったのです。それが2008年は10%になっているのです。一番最高のところを見ますと、最高800万円以上、900万円以上なんですけれども、800万円以上でしますと、19年度の場合は92万2,756円なのです。11.5%という所得の割合になりました。2008年は39万686円、4.3%なのです。さっき上の表でどんと平準化されたという部分ですね。そういう状況になっています。

それで、全体的に見ますと、300万円以上のところの保険が平均20万8,000円、世帯で割って、400万が22万4,000円、ずっと大体二十何万ばかりなのですよ。800万円以下のところでも1世帯平均が22万3,000円ほどなのです。本来ならば所得割で、計算で社会保険並みにいくなれば、所得が上がれば上がるほど保険の金額がふえるはずなのです。それが応益・応能割合を5対5にするために均等割、平等割が大きいのがためにこういう形で下に重くなっているのです。これが国保会計の現状。均等割、平等割を入れている。だから介護保険も同じです。後期高齢者も均等割が入っているから同じなのです。とにかく所得割一本にしないと、こういう矛盾が国保でも介護保険でも後期高齢者でも出てくるということを、数字でみんなつかんでほしいのですよ。納められないのが問題だとかいうのではなくて、所得に応じた、収入に応じた保険料にしていく。払える保険料にしていくというのが私は基本だと思うのですよ。今言われた応分の負担をいただいていますと。応分の負担ではないのです。こういうところから、もっと現場の方はそういうところまで本当に認識されているかどうか。国保税のこういうあり方、認識されているかどうかお尋ねをいたします。

不納欠損になっている124世帯、未収になっている1,161世帯、これはやはり滞納している層も下の部分が高くなってきていますよね。滞納比率として、未収の部分で19年度決算では収納率が85%、未納世帯が433件あるという状況ですし、やはり払い切れないという事態になっていると思うのですけれども、そういう意味において一度、5対5にした場合と、昔4対6ぐらいだったと思うのです。今軽減率が5体5の方が多からということをおっしゃいましたけれども、試算をしてほしいのです。4対6にして、均等割、平等割をどんと下げて4対6で所得割を上げて、そしたらいったい幾らになるのか計算してみて下さい。なるということ想像でおっしゃるのではなくて、この所得の家族

4人で、その次の欄が103万円から軽減税率になるのと違うかな、所得に応じて、人数に応じて、どこかの5割、7割、3割とかいう部分で一遍対比を出していただけますか。で、こうだという数字を示していただきたいのです。4対6の軽減にして本当に低所得の人の均等割、平等割を下げたら大分変わると思う。

この間も自営業の方、所得340万円で申告をされている4人家族で国保税が35万円なのです。本当に。その人の収入がとにかく少なくなると言われるのですけれども、半分になったら食っていけないと言っておられました。それはそうだと思います。340万円の申告の人が、所得が半分に落ちたら家族を食わせられないと言っておられました。もっと現実に見合った減免にしないと、ほとんどの人が救われないというのか、減免規定があったって自営業の方は使えない。燃料も高騰して経費もかさんで、私は同じ売り上げであっても実質の所得は物すごく下がっていると思いますよ。仕事をすればするほど赤字になると。そういうところ辺でこの減免規定を本当に見直してほしいのです。もっと現実合った、今の収入で今食べているのです。でも去年の収入で国保税は課税されているのです。去年の収入では、もう食べてしまった後ですから残っていませんよ。だから来年下がると言われても来年は来年ですよ。今年の今あるお金で食べなければならないのです。もっと減免規定というのは現実に即した形でやらないといけないと思うのですけれども、本当に今の現実を知っておられるのだったら、即やらなければならないことだと思うのですが、見解を求めます。

介護保険の部分ですが、18年初年度ということで本当に要介護1の人が軒並み全部カットされましたからね。ベッドの取り上げ、車いすの取り上げ、ありとあらゆる形になりましたから、大変な事態で、それが19年度は若干見直しで戻ってきたと。それは理解する部分ですが、介護保険に関しましても、先ほど言いましたように均等割がある関係で本当に高くなっています。今、保険料は応益で利用料は応能ということを言われましたけれども、応益と言われる保険料がすごく高いのですよ。しかも市長も言われたように使えば使うほど介護保険料にはね返る、この仕組みなのです。やっていますと市長は言われますけれども、市単費でやっておられるのだったらやっていますと言ってもらってもいいのですけれども、違うのですよ。結局介護保険だったら利用すれば利用料で1割本人が負担しなければならないし、介護保険料にそれがオンされてくる。だからやっているのではないのですよ。みんな自分らで負担しているのです。そう思いませんか、そうでしょう。会計的に。やっているとされるのだったら市単費で、これとこれとこれを介護保険には適用

されないけれども市としてやっているということを言って下さいよ。そしたら話が合いません。何をされますか。さっき言われた市長のやっていますという部分で何をされるのですか。やはり来年の見直しに向けて、本当に国に強く求めていかない限り、この制度の仕組みそのものが、結局はみんな自分で負担しないといけないという状況で、税金の使い方を変えないと根本的にはだめだというふうに思うのですけれども、無駄を削減して、共産党がいつも言っているように軍事費の削減、アメリカへの思いやり予算をやめるとか、大企業からはもうかっているのですから応分の負担をしていただく。国民はみんな定率減税が廃止されたのですから、その当時定率減税の法人の減税がされたのをもとに戻していただく。もうそれで4兆円、5兆円の財源はあります。そういった部分の財源を求めて、こういったところに予算を使わずように、やはり地方自治体からも声を上げていくべきだというふうに思いますので、見解を求めます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは野並議員の再質問にお答えをさせていただきます。

保険料に関わります納付状況についていろいろとお話をいただいています。今ご承知のように、国民健康保険については合併に伴いまして税率を17年度から一つに合わせるということになっています。旧中主でいきますと平成15年に改正されて合併を機に税率を改正したと。旧野洲町におきましては、合併以前でいきますと7年間ぐらいほぼ税率としては同じ税率でしまして、今回後期高齢もスタートしたということで税率を改正させていただきました。ちなみに野洲市でいくと、ご承知のように医療分と後期高齢分で7.3ということで均等割、平等割で5万3,700円ということになっておりますが、草津市でいきますと8.6、6万円の国保税額となっております。栗東がこれまで一部税の投入があったということで安くなっているのですが、今回財政事情がありましてもとに戻すということで恐らく草津市に近付くということ、その意味は野洲市の保険税が湖南に比べると、当然医療費等のこともありますけれども、必要な見直しも今回させていただいたところがございます。応能、応益の50というのが定められて、これまでおっしゃっていた部分があるのですが、基本的には国の制度に基づいて50対50にできるだけ近付くような形でもっていきたいということで、資産割を廃止したことによりまして、所得割がその分乗ったということになって、その中の均等割のウエートで少しおっしゃっていた部分があるかと思うのですが、ご承知のように税率というのはできるだけ抑える

ということで、これまで財調の基金につきましても平成17年度では2億あったというのが、今回の補正でもぎりぎりのところで国保も運営をしていかなければならないということで、もう数千万円というような状況の中で今後も適正な医療、予防介護に向けた医療制度をつくっていかなければならないと考えております。

先ほどおっしゃっていますように、均等割、平等割につきましても所得に関係なく負担をいただくということでございますけれども、国保としましてはご承知のように軽減策というものが、7割、5割、2割という軽減がございます、19年度末大体33%の方が今の応益割についての軽減を受けていただいているということで、国保の制度としましては低所得の方につきましては応益分を最大7割軽減するというので、そのような配慮をされていますので、引き続きこのような制度で国保の安定した運営を図っていくということになると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

資産割と応能、応益についても4対6というのは、すぐには試算はできないことになると思いますので、ご理解いただきたいと思っておりますし、介護保険につきましても第3期の見直しでそれぞれの単位費用というのか単価が少し見直しをされて、厳しい状況にあります。介護保険も制度が開始しまして9年目に入っておりますし、9年間で介護保険の国に占めます保険料も当初の倍近くの保険料になっているということで、何らかの形で適正な医療の介護サービスというのをも制度を今後維持するためには必要になってまいると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 野並享子君。

○16番（野並享子君） 軽減税率で7割、5割、2割、昔は軽減税率が少ないということで、率が上がるからと。けれども率が上がるということで均等割、平等割がふえたのは、本人としては本当に下がったのかどうかと。だから私は計算してほしいのですよ。軽減税率の部分で、応益・応能割合を四分六の状況にした場合、それはすぐ出るでしょう。全体の医療費の枠が決まっていますのでどうしたらどれだけだということ、保険料で出てくると思うので、シミュレーションとして出てくると思うので、一遍それを出してみてください。よくなる、よくなると、本当に私はそこは数字として見たいと思っております。根本的には、やはり国の社会保障制度としての位置付けをきちっと地方から上げていただくという限りないと思っております。医療費の伸びも薬価の高い部分とか高度なというのか高い機械を導入して検査をしているという中で、医療費が上がっていているという現実があ

りますので、誰もが病気になりたくてなるわけではありませんので、本当に病気になったときには安心して医療が受けられるように、ビデオでありますので、「シッコ」というアメリカの方が医療のことをヨーロッパとアメリカと比べておられる、そういうのも一度見て下さい。いかにアメリカ並みの社会保障制度になったら大変かということ認識しないといけないと思います。傷口を自分で縫っておられました、アメリカでは。保険制度がないがために。イギリスでは窓口負担はゼロ、窓口があるけれども、それでは交通費をくれるのです。自分の足で病院まで来てくれたという交通費を払うと。窓口は支払い場所になっているということで、それだけ違うのですよ。救急車で病院に行くよりは自分の車で行ってくれた方が全体的な国の考え方としたら、交通費を払ってという、そういう意味では国の考え方の違いだというふうに思いましたけれども、日本の社会保障制度ももっとそういったヨーロッパの社会保障制度を見て、それを導入していくということを下から、末端の職員さんや自治体の首長がそういうのを国に上げていくということを私は本当にやっていただきたい。でないと、全部自分たちで負担をしていかなければならない。アメリカ並みになっていくということで、この部分に関して最後、市長に答弁を求めたいと思います。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） 野並議員の再質問にお答えを申し上げます。

今、実態をということいろいろとビデオ、病気になったとき云々ということもご提案というかちょうだいいたしましたので、担当もあわせて見てまいりたいと思いますし、滞納部分でお示しをいただきましたように、全体としてはいろいろとパーセントの差は若干あるものの、納付理由についてなかなか一つ一つ細かに、未納の方の事情を聞いて、納税推進室の方も取り組みをしておりますので、国保の担当と連携してご信頼いただけるような運営を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 以上で、通告による質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

暫時休憩します。

（午後 1 時 5 7 分 休憩）

（午後 1 時 5 8 分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 克君) ないようですので、これにて関連質疑を終結いたします。

次に、ただいま議題となっております議第53号及び議第55号から議第75号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により議案付託表のとおりそれぞれの所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第4)

○議長(林 克君) 日程第4、議第54号及び議第77号、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例他1件を一括議題といたします。

まず、議第54号及び議第77号の各議案に対する通告による議案質疑はございません。お諮りいたします。

議第54号及び議第77号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、議第54号及び議第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、ただいま議題となっております議第54号及び議第77号の議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第54号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第54号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(林 克君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

次に、議第77号については通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

まず、苗村昌代氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。

次に、藤上みどり氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。

次に、田中ふじ江氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 克君) ご異議なしと認めます。よって、議第77号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決定いたしました。

(日程第5)

○議長(林 克君) 日程第5、請願第4号肥料・飼料等価格高騰に関する請願書を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第4号は、会議規則第92条第1項の規定により、請願文書表のとおり環境経済建設常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第6)

○議長(林 克君) 日程第6、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されております。順次質問を許します。その順位は一般質問一覧表のとおりです。質問にあたっては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第1番、三和郁子君。

○1番(三和郁子君) 1番、三和郁子でございます。2件質問をいたします。

まず行財政改革・改善についてお尋ねいたします。

平成19年度一般会計決算は、歳入決算額175億1,752万4,022円、歳出決算額170億7,915万9,560円が示されました。これから言います金額は概数で申し上げます。

19年度の事業執行は、相変わらず多額の基金繰り入れ4億3,000万円を含む繰り入れ合計5億4,000万円、さらに財政改善計画の制限内とはいえ、市債13億6,000万円と、逼迫かつ構造の硬直化著しい当市の財政状況を見れば、多額の財政負荷を伴う手法により調達、執行されたものと認識します。

決算によれば、実質収支額3億8,439万円の黒字、財政の弾力性を図る経常収支比

率が4.7%、及び公債費比率が0.2%改善しており、表面的には一見適正な決算とも見受けられます。しかし、野洲市の究極の課題である財政構造の硬直化改善、脱借金体制に対しては、財政力指数が0.001ポイント低下、及び70から80%が妥当と言われる経常収支比率は近年90%前後、18年度が93.6%、19年度は88.9%と構造的硬直度は依然として高く、20年度以降の中期財政見通しに明記のように、歳入歳出のバランスがとれていないことによる危機的状況からの脱出にはほど遠いものと言えます。

さらに、市債残高は一般会計256億円、特別会計合わせて434億円、市民1人当たり約90万円に及んでおります。市債残高は償還資本の工夫などによりわずかながら縮減傾向とはいえ、経済、景気の下振れが明確になってきた昨今からすれば、財源確保のため左右されてしまう範疇にあると考えなければならず、継続的実効性に疑問を残しております。また、19年度に4.7%改善した経常収支比率についても、経済、景気の下振れにより20年度以降の税収減少が確実と思われ、同様に継続的実効性が疑問視されます。

このことから、現在取り組み中の財政健全化計画の必達はもちろんのこと、期間内における指標のさらなる改善修正を視野に入れた懸命な努力が市民の目線から求められております。このことにかんがみお伺いたします。

1、財政健全化計画と19年度決算に見る精査の概要は。

2、第1点による精査から20年度以降の実行プログラムの目標改定、健全化項目の付加設定など、前向きな取り組みの示唆は、また反省点をお伺いたします。

次に、開かれた学校づくりについてお尋ねいたします。

平成12年2月に法の一部改正により学校評議員制度が制定されました。子どもたちの生きる力をはぐくみ、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域社会が一体となり互いに連携、協力し、学校をより一層開かれたものとし、保護者、地域住民の声を把握しながら、その協力を得て学校運営が行えるよう、小中学校に学校評議員、幼稚園に幼稚園評議員が設置されました。

この制度は、地域に根差した特色ある学校づくりに即した学校運営について意見を述べ、協力し、地域と連携した教育活動が活発になることを期待し、進められている制度です。野洲市においても学校、園が保護者や地域住民の意向を的確に把握できるよう、学校、園と地域のパイプ役として地域の教育振興に努め、教育に関して理解や見識を持つ人のうちから校長の推薦により小中学校8人以内、幼稚園3人以内で評議員を教育委員会から委嘱しております。各園、各小中学校の評議員活動についてお伺いたします。

第1点、特色ある園、学校づくりの取り組みについて。

第2点、総合的な学習の時間などの学習への支援について。

第3点、子どもたちの地域ぐるみの育成について。

第4点、新市後に評議員から提言された問題、改善策等について。

第5点、成果と今後の課題について。

以上、質問いたします。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 与えられました最後の一般質問でございます。心してお答えを申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

三和議員の行財政改革・改善についてのご質問でございますが、まず第1点目の財政健全化計画と19年度の決算との精査の概要でございますが、平成19年の10月に改定をいたしました普通会計の中期財政見通しと決算額を比較いたしますと、まず歳入歳出決算見込み計画額175億800万円に対しまして、歳入決算額は174億5,400万円となり、マイナス5,400万円でございます。少なかった。歳出決算額は170億1,100万円となり、マイナスが4億9,700万円となったものであります。歳出の決算が大幅に減額となりました。

それに伴い、実質収支額は繰越財源を含め4億4,300万円となったところであります。また、基金残高の推移では、財政見通しで平成19年度末現在高が24億4,900万円となっております。決算においては24億1,900万円となり、見通しよりも3,000万円減少したところでございます。

一方、市債現在高の推移予測では、平成19年度末の残高260億500万円が257億8,900万円となり、約2億1,600万円減少させることができました。

次に、計画中の普通会計における収支改善目標額5億5,800万円に対しまして、決算額を精査いたしましたところ、3億9,300万円となったことにより、目標達成率は約70%となりました。これにつきましては、歳出において人件費の抑制や行政評価システムの運用において目標が達成できたものの、物件費については新たな行政需要が増大いたしましたことから、目標達成ができませんでした。なお、歳入につきましては、市税の増収、財産収入及び基金の確保等、いずれも目標を達成することができました。

次に、第2点目の実行プログラムの目標改定や健全化項目の付加設定につきましては、平成20年度予算の執行が今2四半期も終わっていない状況でもございます。そこで、補

助金等の特定財源の確定も現時点では決定しがたく、今後の財政動向も見極める必要がございますことから、おっしゃるように中期財政見通しの見直しは3四半期以降が適当と考えております。冒頭にも申し上げましたように、19年度は10月に改定をいたしております。今現在9月に入ったところですから、まだ2四半期が終わってございません。これは第3四半期、言うなれば10月、11月、12月ぐらいに来年度に向かって設定するのが適当であろうと、こういうふうを考えておりますので、今現在ではお答えをすることができない、こういうことになりますのでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の開かれた学校づくりについてのご質問にお答えをいたします。

現在、幼、小中学校でも学期に1回をめぐり、おおむね3回の学校評議員会、幼稚園評議員会を開催しております。活動状況、協議内容はそれぞれの学校、園で違いますが、評議員から多様な意見を聴取し、学校、園の経営改善、幼児、児童・生徒の健全育成を図っております。

ご質問の第1点目ですが、特色ある学校づくりはまず学校長の経営ビジョン、学校経営目標が根幹となります。そのため、どの学校も第1回目の学校評議員会では学校長の、あるいは園長の経営方針と評議員会の位置付けを説明いたしまして、協力推進体制、取り組み計画などについてご意見をいただいております。

その意見を踏まえ、ご質問の2点目とも重なりますけれども、総合的な学習の時間での体験学習や交流学習への協力、支援をお願いしております。例えば、三上小学校では評議員会長から地域の方や団体にボランティアを依頼し、三上の自然や歴史、文化に触れる三上探求ハイキングに協力いただいたり、野洲小学校では地域の方々との交流を深める銅鐸のつどいに評議員も参加していただくなど、さまざまな形で支援をいただいております。

一方、幼稚園におきましても、幼稚園長の経営方針に基づき、園行事等の参観、園長との懇談を通して特色ある園づくりにつつまして、忌憚のないご意見をいただいております。

3点目の質問ですが、子どもの健全育成には、学校、園だけでなく家庭、地域の連携が不可欠でございます。そこで、どの学校、園でも評議員会では地域ぐるみで子どもたちを見守っていくための方策を検討いただいております。地域の駐在所の警察官や学区青少年育成会議会長を評議員をお願いしている学校では、それぞれのお立場から子どもたちの安

全についてのご意見をいただいたり、スポーツ指導者の評議員からは子どもたちの体力づくりやあいさつの指導についてご意見をいただいております。学校、園はそれらのご意見を踏まえ、地域みんなで子どもたちを育てるよう努めています。

4点目のご質問でございますが、新市となりましてからも、子どもたちを取り巻く社会環境は大きく変わっておりまして、ますます学校と地域を結ぶパイプ役として、学校評議員会に期待するところは大きくなっております。学区に大型量販店ができました中主学区では、子どもの非行や事故防止のために保護者や地域住民への啓発の必要性が協議されました。改善策としまして、青少年育成市民会議と連携をとって、パトロールの強化をお願いいたしました。幼稚園でも同様に、子どもの安全面についての多数のご意見をいただき、門の施錠等具体的な取り組みにつなげております。

最後のご質問でございますが、評議員制度も8年間が経過しまして、教職員にない視点や発想から学校教育を検討いただくことにより、より開かれた学校経営や透明性のある学校経営が進められており、評議員制度のねらいの一つであります開かれた学校づくりには一定の成果が見られると考えております。

今後、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化することが予想され、学校・園評議員に求められる役割も変わってくると思われまます。より広い意見を求めるためにも、幅広い分野から評議員の皆様が子どもや保護者と関わっていただく機会をふやし、役割や活動内容を家庭、地域へ広く知らせていくことが肝要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） まず、財政改革について再質問により検証させていただきます。

先ほどの答弁と一部重複するかもしれませんが、財政健全化実行プログラムの目標値と実績について、もう少し詳しくお尋ねをいたします。19年度の実行プログラムの取り組み項目の中に、歳出削減目標額が2億2,331万円、そして取り組み項目の中、第2なのですが、効率的行政運営改善額1,400万円、歳入確保改善額が3億2,242万円、合計ですが、5億5,973万円の改善目標が組まれております。まず今言いましたこの3項目の実績額をお伺いいたします。

そして次に、ただいま申しました項目ごとにもう少しお伺いいたしますが、まず1項目の歳出削減目標額のうち、職員数の削減目標が10人、8,000万円に対する実績とあります。同じく特殊勤務手当の見直し削減目標が200万円に対する実績、同じく時間外

手当削減目標10%削減1,000万円に対する削減パーセントと削減実績額、そして効率的行政運営改善のうち、行政評価システムの運用による削減目標1,400万円に対する事業名と削減実績額。次に、歳入の確保改善のうちですが、市税収納率向上目標1,000万円に対する収納率と収納実績額、財産収入の確保で総務部関係、増収目標額が6,000万円に対する増収実績、この6項目の改善要素についてお尋ねをいたします。

次に、開かれた学校づくり。少し確認させていただきます。各単位の学校、園の評議員会の上部組織に連絡協議会があるかと思えます。現在までのこの成果と今後の課題についてお尋ねをいたします。

評議員会で2点目なのですが、評議員会で討議された議事や活動の実践成果、課題など、その情報はどのような形で市民に公開しておられるのか、お尋ねいたします。

次に、評議員選出に関して伺いますが、評議員の中には何年となく長年やっておられる方、行政から委嘱による多数の役を受けておられる方、同一家族で複数の方が委嘱されている、そして教育委員の家族に委嘱しているなど、少し気になるところがございます。このような人選の場合、例えば新しい考えが出にくく、マンネリ化することが考えられますし、名誉職的な扱いがあるのではないかというふうにも思います。あるいはこの人をメンバーに入れておけば押さえがきくというような考えがあってはならないのですが、そういうことも考えられます。そして、一つの家族から違った考えや意見を求めるのは不自然であり、無理があります。教育委員と評議員が同一家族の場合、教育委員会の考えが反映されたりする危惧があるなど、先ほど教育長も言われました広く意見や提案を求めるということの中に限界がある人選になってはいけないと思います。このような課題を抱えているような評議員選出のように思えるのですが、いかがでしょうか。今申し上げた人選の偏り、その弊害についての所見をお尋ねいたします。

そして、2点ですが、この人選の偏りを防ぐためのルールを考えるべきと考えますが、これは条例に載っておりますので、また条例改補等が要るとは思いますが、そういうお考えはございませんでしょうか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（林 克君） 総務部次長。

○総務部次長（富田久和君） それでは三和議員の行革に関係いたします再質問にお答えをしたいと思います。何項目かございますので、順番に説明をさせていただきます。

まず大きく歳出の削減でございますが、削減の目標額が2億2,331万円に対しまし

て、実行状況といたしましては、これにつきましては達成できませんのでマイナスの1億6,094万6,000円となっております。その大きな原因といたしましては、先ほど市長の答弁でございましたように、物件費の関係におきまして新たな需要に対応するために6,700万ほど逆に多く費用が要っております。それから、投資的経費で目標といたしましては一般財源ベースで約1億の削減ということを予定しておりましたけれども、これにつきましても1億4,000万余りの歳出増加ということで、大きくはこの2点が影響いたしております、マイナスの効果となっております。ただ、人件費の抑制につきましては、後ほど説明いたしますけれども、6,000万余りの実績を上げたところでございます。

それから、効率的な行政運営で削減目標額が1,400万円でございます、この項目でございますけれども、主には高齢者のおむつ用の助成事業の縮小、あるいは介護激励金の縮小、障がい者の介護激励金の縮小、こういったものが行政評価の中でご指摘いただき、また内部で検討した結果削減をしたというようなことでございます。この額が1,350万円でございます。

それから、歳入の確保で目標額が3億2,242万円でございます、これの実績額といたしまして5億4,108万6,000円となったものでございます。

これらの目標総額でございますが、5億5,973万円という三和議員のご指摘の額でございますけれども、これに実績額でございますが、3億9,364万円ということでございます。

あと、個々の項目についてのご説明でございますけれども、まず人件費の10人の削減で8,000万の目標額に対しまして、昨年度9人の削減で実績額といたしましては8,998万円でございます。それから、特殊勤務手当の見直しにおきまして、目標額が200万円のところ、実績額が157万2,000円となっております。それから、時間外勤務手当の削減でございますけれども、目標額が1,000万円でございますが、実績といたしまして474万円の削減ということでございます。

それから、行政評価システムの運用は、先ほど申し上げましたように1,350万円の実績としてカウントさせていただいております。

それから、歳入の確保の面で市税収納率の向上ということで、市税全体では18年度が96.7%の収納率でしたけれども、19年度は97.2%ということで、0.5%のアップということになってございます。これの実績といたしまして、6,124万円ござ

います。

それから、財産収入の確保ということで、総務部関係の増収目標額ですが、6,000万円でございます。これにつきまして、総務部の関係では実績額が4,988万7,000円ということで、財産売払収入が主なものでございますけれども、そういった数字でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育長。

○教育長（大堀義治君） 三和議員の再質問にお答えいたします。

1つ目の評議員の研修についてでございますが、幼稚園では各幼稚園単位で開催しております評議員会と市内幼稚園評議員全員が集まりまして開催しております評議員会、これは年2回開催しております。全体評議員の場では、他の園の状況や取り組みについても情報交換ができて、各園での評議員会に反映することができると、こういうようなことで研修の一端になっているのではないかと思います。

それから、小中学校でございますが、評議員会規則には各校の評議員の代表と校長によりまして、学校評議員連絡協議会を持つようになっているのですが、合併後余り開催ができていない現状がございまして、この連絡協議会を評議員の研修の場としてとらえまして、今年度からまた再開をしていこうというように考えております。

それから、2点目の成果や課題を広く公開しているかどうかというご質問だったと思うのですが、評議員の活動状況につきましては、各校園で違いますので、各校園が学校だよりあるいは園だよりを通じまして、できるだけ広く広報するようにはしておりますけれども、まだ不十分なところもございまして、今後園長会あるいは校長会等で指導してまいりたい、このように思います。

それから、3点目は選出の仕方についてであったと思いますけれども、幼稚園も各小学校も、校園長が学校、園の経営改善あるいは児童・生徒の健全育成に関して幅広く意見を求めるために、さまざまな分野から推薦をし、教育委員会が委嘱をするというように進めております。評議員の多様な意見を学校・園経営に反映させることができていると聞いておまして、現時点では問題点は聞いておりません。さらに、学校経営改善に意欲のある方を広く推薦するよう、校園長に働きかけていきたいと思っております。ちなみに、学校によりましては保護者代表、企業の方、スポーツ関係、駐在所の警察官、あるいは学識経験者というように各界といえますか、幅広くいろんな方の中から評議員を選んでいると、こうい

うような状況がございます。

それから、それに関係しまして、人選のルールを変える予定はないかと、こういうようなことであったかと思うのですけれども、それぞれの学校でもこの人選につきましては、評議員会の運営等につきましても課題がございます。そういうようなことで、校長の自覚をもう一度促すといえますか、あるいは名簿の共有、全市的な、評議員さんが、こういう方がどこの学校、園でやってもらっているという名簿の共有等によりまして、一家族の中からお二人というようなことのないように考えていきたいなと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（林 克君） 三和郁子君。

○1番（三和郁子君） 教育委員会の方からお尋ねいたします。

今後一家族に2名にならないように、各園・学校で共有しながら考えていくということですので、やはり幅広く意見を聞くということの中からぜひ必要ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それとあわせまして、小中学校評議員規則の教育委員会規則第18号の中に、委嘱の中に、ここに保護者が入っているのですね。校区内外の有識者、教育に理解と関心を持つ者、保護者、第3号に掲げる者の他、教育委員会が適当と認めるものというふうになっておりますが、わざわざ保護者という方が入っているにも関わらず、園、校の中に保護者が入っていないところもございます。こういうところなんかもあわせまして、本当に子どもたちに対して幅広く意見が述べられるという意味において、十分な、今回はもう決まっておりますので、次回から人選をよろしく願いしたいと思います。

さて、市長、伺います。いよいよ山崎市長とは泣いても笑っても今議会で、この議場で議論の機会がなくなりました。ちょっと寂しい気もします。腹立たしい回答もあり、ストレスがたまったこともございました。けれども、いろいろな提案や意見具申に対して、真摯に受けとめていただいたことも多々ございました。私の9年間の議員活動の中で、町長時代からずっと一緒でございましたね。このストレスがたまった一番、本当に予算の中で寝られない日が続いたことがございました。本当にこの税執行はいいのかということで、夜救急で病院に運ばれました。次の日が一般質問でした。支援者の方が心配して傍聴席でいつでも運ばれるようにいて下さいました。そういう経験もありながら、ずっと税金のチェックを真剣にしていまいりました。厳しいことも言いました。

さて、野洲町時代、平成14年の半ばに当時の山崎町長から財政非常事態宣言が発せら

れ、これは大変な事態になったと面食らった記憶がよみがえっております。以来、15年2月に作成されました野洲町財政構造改善計画に始まりまして、新市に移行後も最重要課題として引き継がれ、野洲市財政健全化計画のもと、年次別実行プログラムを設定し、そして現在推進の最中にあります。成果も徐々に見えてきつつあるように思っておりましたが、執行部の皆さんもご存知とは思いますが、都市データパック2008年版によりますと、野洲市の財政健全度ランキング、全国の806市区中、東京は区ですから、総合評価490位。脱借金体質は最下位に近い764位、滋賀県内13市ランキングでは総合評価13市中11位、脱借金体質13位の最下位と評価されております。これは東洋経済別冊の164でございます。立地条件、成長力、民力、これは中上位で、発展する要素がたっぷりの野洲市にとっては何とも寂しく、評価がこのようでは極めて残念で仕方がありません。このような事態に立ち至った責任は、行政運営の理念に甘さがあつたのではないかという疑問と、旧中主町、野洲町の時代から現在に至る中で、執行部提案の予算を拒むことなく承認し続けてきた議会もその責任の一端を痛感しなければならないと、私は痛切に感じております。

山崎市長に最後の質問をさせていただきます。財政健全度評価がこのような評価となった原因について、長年行政の長を務めてこられた中で得られた教訓も含め、所見をお伺いいたします。よきにつけあしきにつけ、この議場でさまざまな施策についての議論を交わしてまいりました。大変勉強になりました。お礼を申し上げますと共に、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（林 克君） 市長。

○市長（山崎甚右衛門君） 三和議員の温かいお言葉をいただきながら、今回の一般質問には14人お立ちになるのですが、その中行財政改革についての質問は三和議員一人でございますので、私も感銘をいたしているのですが、私の方からも時間をいただいて若干お話をさせていただきたいと思っております。

今、ある雑誌の統計資料を、数値をおっしゃいました。私もそれは見ております。弁解はいたしません、やり方の方法を若干申し上げて理解を得たいと思っております。

そもそも480億、500億近い起債、言葉で言うなら借金がございませぬ。しかし、絶えず申し上げておる通り、違法な借金は1円もしておりませぬ。このうちの75%はすべて国が責任を持って利子と元金を見てやるから借金をしなさいという借金なのでよ、ご承知のとおり。そうでしょう。だから、そういうルールにはまった借金をしてあら

ゆる公共事業をしてきた。

そこでもう一点、決して生活費には使っておりません。ちょっと例えて申しますと、近畿で一番大都市の新しい知事さんが、起債は、借金は1円もしなくて行政を展開していくと約束をされました。だんだん各部署と交渉されまして、障がい者部門、命の部分、警察官の500人の削減はやめたと、こうおっしゃいました。このために200億円の借金をするとおっしゃいました。これを単純に聞くと生活費の借金なのですね。警察官500人の給料を払うために借金をすると、こういうことですね。しかし、そうではないと思います。あの知事さんがおっしゃるのには、賢明な頭の持ち主ですから、200億を借金して公共事業に使って公共事業に予定をしていた一般財源、税金をこっちに回すのだと。この言葉が抜けているのです。そんなこと一々釈明はしなくてもいいことなのですが、そういうふうに我々は理解をしております。

そこで、生活費に1円も借金をして使わなかった。これが一番大切なことなのです。昨今、野洲市内のちまたでは、500億の借金があるのだと、市民1人100万あるのだと、これはすぐに返さないといけない、来年からは一銭も借金しないという立派な放送をされている方もあるのですが、これが成り立つか。はっきりと行政を担当した議員さんを含めて考えてもらったら成り立たない話なのです。今の地方自治法の仕組みはそうではないです。例えば、給食センターを建てました。18億かかりました。そのうち合併特例債を16億使いました。18億の借金を今給食センターで恩恵を受けて給食を受けている者が返せというのは大変ですよ。国は30年かかって返せばよろしいと言っているのですね。そうでしょう。だから、孫、ひ孫にツケを付けたらいけないとおっしゃるのですが、今給食を受けている者も借金返しの中に貢献しないといけない。30年先に給食センターをお使いになる方も借金を返す義務があるではないかと、そうでしょう。今建てた者、今使う者が60億の借金返せ、あした返せと言われたら大変な話です。そうではないでしょう。30年かかって返したらいいと国が言っているではないですか。まして合併特例債、利子も元金も見てやると国が言っているのですね。そうでしょう。下水道でも140億借金があります。昭和50年前後には500億あったのですよ、農村排水を前でやって。それをみんなが計画的に使用料の中に償還金を含めて払ってもらっているではないですか。今140億に減ってきているのです。野洲市内、これだけの下水が整備できて、500億の借金が140億に下がっているのです。何も心配ないではないですか。皆さんが使用料の中に償還金を含んで返してもらっていると。それなら50年ごろにつくった人が500億の借

金を返せというのと違うではないですか。ずっと経年で今下水道を使っている者も借金返しをしているのですよ。そういう仕組みになっていますからね。ただし、生活費のために借金をすればこれは大変なことです。職員の給与を払うのに借金したら大変ですよ。悪いことになりますが、近辺のまちにはそういうまちもございます。そのまちはおっしゃる雑誌の係数は非常に高いですよ。それはもうそれ以上言いませんが、隣のこっちのまちも高いはずですよ。上手に不動産屋をやっておられますからね。もうやめます。余り言ったらね。そういうことです。

だから、あえて言うなら、私はまじめにきちっと仕組みの中で借金をしてきました。だからこれは仕組みの中で返していったらいいのですよ。一遍に返さなくてもいいのです。滋賀県の公社の問題、どうですか、あれ。9月8日にあれだけの借金を返さないといけない。もうよそのことはよろしい。私はそういうことはしてきませんでした。だからそういうことを皆さんにご理解いただこうと。だから、これからのまちづくりというのはそういうものです。小学校、中学校、あるいは幼稚園、保育園の耐震補強をしないと。1円も借金しないでできますか、来年から。もう要らんことは言わなくてもよろしい。やはりそれはそれなりの借財を起こして公共事業の先取りです。そして10年かかって借金を返すと、こういう仕組みになってございますから、決してそういうものではないということをおし上げておきたいと思えます。

これからの財政運営は非常に厳しゅうございます。係数だけの財政構造改革をやってもふえたり減ったりです。私は職員の意識と体質を変えなかったら財政改革はできないというふうに申し上げております。そこでもう一つ、行政基盤の確立は財政基盤の確立にあると、こう申し上げております。だから私は企業立地法の促進の認定を受けました。25年ぐらいまでに、どうですか、800億ぐらいの投資をしてもらえる約束ができております。これがひいては税収に結び付いていくと。そこで、財政基盤を確立した上での行政改革をやりながら行政基盤の確立を図っていくと。これが私の思いでございますが、半ばでございますが、ここまでの責任を果たしたということをおしえておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 暫時休憩いたします。

（午後2時55分 休憩）

（午後3時18分 再開）

○議長（林 克君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり政策室政策監から先ほどの答弁の修正を求められておりますので、これを許します。

○まちづくり政策室政策監（南 喜代志君） 申しわけございません。朝の野並議員からの議案質疑への答弁の中で、市民活動への活動奨励金を交付いたします際の審査会、第三者機関の名称を、仮称実績評価制度選考会と申し上げましたが、申しわけございません、仮称市民活動評価選考会の誤りでございました。おわびして訂正させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（林 克君） 次に、通告第2号、第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 第12番、中島一雄でございます。私は新上屋地区における市有地の違反建築群についての質問をいたします。

上屋区は、旧祇王村当時（後に野洲町）でございますが、旧祇王村の4分の1の郷面積があり、祇王小学校、学校給食センター、町営住宅の建築、土木工事の祇王小学校グラウンド拡張工事、六反田川改修工事、東祇王井川改修等、町の公共用地買収事業、また町誘致工場であったマックスファクター滋賀工場（現在のP&G）の場合など、何の反対もなく区有地及び個人所有地についても、歴代の区長が先頭に立っておさめてきた経緯があります。この信頼関係を大切にしてきましたが、今回私が取り上げ質問せざるを得ないのは、旧学校給食センター関係に関する件で、平成13年10月に上屋区有地と市営住宅建築用地（当時野洲町）との交渉に関して、市担当者とは約7年間、副市長（当時助役）を交えてからも約2年間協議を続けてきましたが、いまだに解決のめどが立っておりません。

当敷地は昭和41年10月26日付で法務局に開拓農地用道路（以下道路といいます）が登記され、存在しているにも関わらず、当時の野洲町は昭和49年に建築確認申請（年月日、昭和49年11月27日付、確認番号草確-2384）を申請したとき、道路を申請敷地内に不法に取り込み、本来の申請敷地面積は道路敷地面積を除いた面積とすべきところを、この道路面積が含まれているため、建ぺい率、容積率などにも影響し、その上この道路内にも建設したため、違反建築となっております。また、埋蔵文化財収蔵倉庫及び事務所以外の附属建築物が7棟程度存在しておりますが、本体の建物以外は明らかに建築基準法の構造規定に違反していると思われる建築物であります。

以上のことから、次の質問について、各項目ごとに回答をお願いいたします。

一、旧学校給食センターの建物について、平成11年12月に県農政課の文書で違反建

築物とわかっているのに、何ゆえ今まで放置しているのか。

二、埋蔵文化財収蔵倉庫及び事務所周辺の附属建築物は、建築確認申請をされているのか。もしされているのならその確認年月日及び確認番号を教えてください。

三、民間には厳しく是正勧告をしておきながら、法を守る野洲市が法を犯してそれを長年放置され、催促しても今日まで放置ですが、地方公務員法第30条のサービスの根本基準についてどのように解釈しているのかお伺いしておきたい。

四、違反建築物に多額の税金を投入されているが、このことについてどう思うかお伺いいたします。

以上です。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中島議員ご質問の新上屋地区における市有地の建築群についてのご質問にお答えいたしたいと思っております。

まず、第1点目のご質問でございますが、学校給食センターの建物に関してでございます。県農政課の確認書で示されました給食センター敷地内の開拓道路の譲与申請あるいは買い受け申し込みにつきましては、現に建物が存することなどもございまして、境界確定の手續が容易でないことから現在まで事務が進んでおりません。今後県と協議しまして、一連の処理を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、第2点目の埋蔵文化財収蔵倉庫周辺の附属建築物の建築確認についてでございますが、確認を受けている建物は埋蔵文化財収蔵倉庫及び事務所とその北側の事務所でございます。確認番号は昭和59年第草確963号並びに第H15確認建機構ア滋湖南10780号であります。その他の建物につきましては、建築確認を受けておりません。今後、県の指導に基づきまして、必要な手續をとってまいりたいと考えております。

第3点目の地方公務員法第30条のサービスの根本基準についてでございますが、建築時よりプレハブ倉庫等につきまして建築確認が必要であるとの認識が職員に欠如したまま現在に至ったことにつきましては、法令を遵守すべき公務員として至らぬ点があったと思いません。今後県南部振興局の指導に従いまして対応をしてみたいと存じます。また、このような事態が今後発生しないように、職員の力量をさらに高めると共に、法令遵守を徹底してみたいと考えております。

第4点目の建物への税金投入についてでございますが、どの建物につきましても建築時から住民の福祉の向上のために必要なものでございまして、そのための支出は妥当なもの

であったと判断をいたしております。しかしながら、手続面におきまして不備がありました点につきましては、先ほど申し上げましたように今後改めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは再質問をさせていただきます。歯を治療しておるもので歯が抜けそうになりますので、お聞き苦しい点が多々ありますけれども、ご勘弁願いたいと思います。

1点目の旧学校給食センターの建物につきまして、平成11年12月に県農政課の文書で違反建築物とわかっているのは、開拓農地用道路に建設されていること、集団規定の違反に当たりまして、その前の道路は市道であるが、分筆も登記もされていないということで、境界確定の手続が容易でないためとのことですが、なぜかその理由をお伺いしておきたい。まず1点目です。

2点目が、埋蔵文化財整理事務所以外の他の建物については建築確認を受けていない無届け建築であります。今後しかるべき処置をとるとのことですが、どういう処置か伺っておきたい。壊すのか、解体するのか、同じようなことですが。

3点目でございますが、地方公務員法第30条のサービスの根本基準についてのことでございますが、建築確認の必要性が職員に欠如したまま今に至ったとのことですが、また、南部振興局の指導に従い対処することは当然であります。私の質問の公務員法第30条の意味は、市担当者とは約7年間、副市長でございますね、当時の助役さんを交えましてから約2年間協議を続けてきましたが、いまだ解決のめどが立っていないことに対する意味で、少し回答のピントが外れているのではないかと。副市長、この2年間この法第30条のサービスの根本基準の解釈についてお伺いしておきたい。

それと、県南部振興局の指導に従い対処しますとのことですが、今後の手続の手順と目途を教えてください。これにつきましては、工程表でも作成していただきまして提出していただきたい。今すぐにできなければ、また後ほどでも結構でございますので、手続の手順と目途を工程表を作成して提出をしていただきたい。

4点目につきましては、市の財政は今さら言うまでもなくピンチを迎えているわけですが、違法建築物に多額の税金が使われています。今後は必ず、現在もこのような状態ですが、このような手続の不備を改めていただきたいことを強く要望しておき

ます。

以上、再質問についての回答を求めます。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、中島議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、旧野洲町学校給食センターの土地について境界確定がなされていないのはなぜかというご質問だったと思います。先ほども申し上げましたように、49年に建築確認をとっていると理解しておるところでございますが、その後平成5年あるいは平成11年に県の農政課の方からご指摘をいただいておりますが、例えば平成11年の文書を少し引用させていただきますと、給食センター敷地内の開拓道路について、今後の境界確定においても幅員4メートルを確保すると、かように書かれておる次第でございます。ということで、当時ご承知いただいているように学校給食センターは存しておりますし、給食業務もやっておりますところでございますが、上物がある中でこの幅員4メートルを境界確定することについては事実上できなかつた、かようなことございまして、今日に至ったということでございます。今、旧の学校給食センターが一応役割を終えましたので、今後事務的な手続について県と協議し進めてまいりたいと、かように思っておりますところでございます。

それから、2点目が埋蔵文化財の収蔵倉庫の件だということでございます。これも一番大きな建物は旧野洲中学校でお使いいただいた仮設の校舎だということでございますが、これ並びにもう一棟につきましては、先ほど申し上げました建築確認をとらせていただいたところでございます。これ以外に幾つかの物置等がございます。現場をご覧になっていただくとわかりますように、例えばちょっと業者名を出して申しわけない、イナバの物置というような形状のものが3連並んでおるようなものがたくさんございますし、吹き抜けで柱、屋根があるという建物もある次第でございますが、先ほど申し上げたように、これらについての認識が不足したということについては至らなかつた点であろうかというふうには思っております次第でございますが、今後しかるべき手続をとらせていただきたい。今お聞きしている手続としては、建築基準法の12条第6項だったと思いますが、この手続をとらせていただくということが可能ではないかと、こういうふうなアドバイスをいただいておりますので、この手続をとれるものならとってまいりたいと、かように思っております次第でございます。

それから、サービスの根本基準ということで、先ほど前段でおっしゃった市営住宅の件との

関係が主な、ずっとお話しいただいた内容であって、学校給食センターというのはどちらかというに関連する事項、派生する事項という意味でおっしゃっていただいたと、かように認識いたしておるところでございます。もともとの7年間あるいは2年間ということにつきましても経過がございますので、その間我々がすべて放っておいたというふうには私は理解をいたしておらないところでございます。例えば、先ほどお話を伺った2年間というふうな形以降におきましても、結果としてはお話がまとまらなかったのですが、村中財産でございます上屋の土地が減った分について、交換というような形で処理ができないかということ事務的にも一応打診もし、検討もさせていただいたのですが、残念ながら上屋の方では倉庫ではだめだと、こういうふうにおっしゃったということでまとまらなかったというような経過もございますので、先ほどおっしゃっていただいたような、すべてこの間が空白であると、かような認識には立っておらないと。できる範囲の対応はさせていただいたと、かように思っておる次第でございますので、サービスの根本基準という部分につきましては一定我々は努力をしてきたと思っておる次第でございます。

それから、先ほど私が申し上げました根本基準に関しては、建築確認、埋蔵文化財収蔵倉庫の手続きができておらなかったという点に関して、地方公務員法第30条との関係の中でお答えを申し上げたものでございます。

それから、今後の手続きと申しますか、そういうことだというふうに理解をいたしておりますが、先ほど申し上げましたように県の方との協議を進める中で、ご指導も得ながら手続をとってまいりたいと、かように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 中島一雄君。

○12番（中島一雄君） それでは再々質問をさせていただきます。

今のわかりにくかったのは建築基準法第12条ですか、何かその内容がちょっと私は意味が、中身がわからないのですけれども、今何かそのようなことをおっしゃったのと違うかなと思うのですけれども。

先ほど工程表の提出をお願いしたいということにつきまして、これはもうあくまでもやはり何か、今おっしゃっていただきました今後の取り組みにつきまして、大体のめどの工程表を出してもらわないと、また7年、8年、これから何年続くかわからないというようなことでは困りますので、本当に公務員法第30条、これは遵守してもらわなければならないことにおきまして、一般に対しては相当風当たりもきつく、一方ではいろんな事情が

あれ、7年、8年ということになれば、もちろん担当の方も次から次から代わられますし、何か順番に送られて、今ちょっと騒ぎかけたから、きのうも現地に行っておられました。私は確認いたしました。たまたま横を通りましたら、3人が確認されておられましたので確認いたしました。この話を出したから現地に確認に来られたのだなのと思って。そんな状態でございますので、地元としては本当に今まで、確かに郷の面積が非常に広うございます、上屋区は。それで市に対しても旧町に対しても、いろんな公共事業に対して協力をさせてもらったわけなのですよね。それがこういう状態で新上屋地区の周辺、まだまだあるのですよ。これはまた方向を変えなければ今回の補正にも一部組んでいただいている調査費がございます。それはまた別といたしまして、たまたま今の給食センター、あれは不法建築ですから、台風とか地震がいったら倒れる可能性も十分あるのですよ。そういう関係で不法建築ということで、長年使われて別にこれという事故もなかったわけでございますが、工程表はぜひ提出をお願いしたい。今口頭だけでお聞きしたのですけれども、住民の方から指摘されまして、8月7日に建築主事が現地調査をされて、違反建築物が存在していることが確認されたわけなのです。そこで特定行政庁管理部長名で市長あてに処理の方法を問う文書が8月26日以前に渡っていると思います。特定行政庁へ処理方法を回答しなければならないことになっていると思いますが、いつごろまでに提出されるか伺っておきたいわけでございます。

それと、今の回答をいただきまして、境界確定の手續が容易でないため今まで事務が進んでおりませんか、今後県と協議し処理を進めてまいりたいと考えているとか、また建築確認を受けていない、今後しかるべき処置をとってまいりたいとか、職員に法令遵守を徹底してまいりたい、今後改めますとか、何か地方公務員法、先ほども申しましたサービスの根本基準、第30条にすべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならないと明記されておるわけなのです。いったい何を関係者は長年にわたってされていたのか。また、他の区域でもあるのではないかと。上屋地先だけではなくて他の区域でもあるのではないかという疑いを持つわけなのです。このことについて、責任者として副市長、もう一度この辺のコメントをいただきたい。

それと、今後の取り組みの工程表、これをぜひ提出をお願いしたい。このことについて、責任者、今のところ副市長でございますが、コメントをいただいて私の質問を終わります。

以上です。

○議長（林 克君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 中島議員の再々質問にお答えをいたしたいと思います。

幾つかの問題が質問の中に入っているのですね。1つは市営住宅との絡みの問題、給食センターの問題、それから今の埋蔵文化財の問題、ですから、本来いうとこの3つをそれぞれ整理をしてお答えをしないと、工程表も含めてなかなかどう進めるかということについてわかりにくいのではないかと。お聞きになっている方もこんがらがっているのではないかと、こういうふうに思いますので、とりあえず3つに分けて一定申し上げ、工程表が示せるものは示しますが、さっき申し上げているようにこれから協議をして工程が決まってくるというものもございますので、その辺ご理解いただきたい。

まず市営住宅、これの建て替えのときに先ほど申し上げた上屋の村中財産を一部、これは上屋の方々のご理解を得て官民境界等の変更をしたと、こういう手続を踏んでいるわけですが、この件については、日はちょっと覚えていませんが、市長ともお話しいただいて金銭で、従来の村中財産の売却のルールというような形の中で一定処理をさせていただくということで方向が出たと、かように承っておりますので、その形で進めたいと思っておる次第でございます。

それから、先ほどから問題になっている給食センター、これはなぜかというのは先ほど来申し上げておりますように、給食センターが活動している中では境界確定の作業に入れなかったという実態があったと、こういうことでございますので、今用途を廃止できる状態になりましたので、建物除却はこれからの検討課題でございますが、そういった中で境界確定等の作業に入らせていただきたい。それが済めば開拓用道路としての譲与等の話が出てくるわけですが、ただ一括して全線をもしいただくと、例えば有償であるということになりますと多額の経費が必要でございますので、これは慎重に考えないといけなんでしょうと。ただ、これを無償でいただけるようなことがありましたなら、早急に手続を進めさせていただきたいなと思っておりますし、この辺は管理している県、場合によっては農林水産省、場合によっては財務局、いろんなところが関わってくるように承っておりますので、少し具体的にどこをどう進めればいいのかというのはこれからの折衝次第と、かような要素があるかと思えます。

それから、埋蔵文化財センター等の周辺の建物でございますが、先ほど申し上げましたように建築基準法第12条第6項の規定に基づく報告書という書式がございまして、これに基づいて整理をしてはどうかと、こういうようなことをアドバイスをいただいております。

すので、できればこの形で処理をしたいと思っております。建物によっては、場合によっては除却ということも検討する余地があるかも知れません。これは今の使っているそれぞれの立場、団体等もございまして、その辺とご相談しながら決定をしたいと、かように思っておりますのでございます。

それから、給食センターを不法建築、不法建築とおっしゃっているのですが、私どもは不法建築とは思っていないのです。というのは、さっき申し上げたように、昭和49年ですか、これは建築確認を受けております。ですから、別にその点では不法ではないわけです。ただ、さっきも文書を読み上げましたように、あの敷地の中の一部に開拓用道路があると、こういう意味でございまして、それは不法とは言わないというように私は理解しておりますので、その点は少し見解が違うかと思っております。それから、倒れるというような、今は使っておりませんので、特にその心配はないと思っておる次第でございませぬ。

それから、埋蔵文化財センター周辺の建物について、県南部振興局にご指摘をいただいたということで、先ほどおっしゃっていただいたように県の方も現地確認等をしたと、かように承っているところでございます。その結果、さっき申し上げたように幾つかの建物、2棟については一定確認ができておりますが、物置等に使っておりますイナバの物置、あるいはその他の幾つかの小さい建物がございまして、これが建築確認申請がとれていないと、かようなご指摘をいただいております。8月27日付でこちらの方に文書をいただいたということでございまして、まだいただいたばかりでございまして、早々に対応してまいりたいと、かように思っておる次第でございまして、さっき申し上げておりますように、建築基準法12条の規定が使えるものでございましたらこれでもって対応させていただきたい、かように思っております。

それから、サービスの根本基準というお話でございまして、これは総則的な規定でございまして、条文を引用させていただきますと、先ほども中島議員が一部引用されましたが、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない、かようなこととございまして、当然のことながらこれに基づいてサービスに全力を挙げるべきことは当然でございまして、ただ、さっき申し上げたように地元の方々とお話しいただく中で、100%満たせる場合があるとは限らないという意味で、その辺が少しご理解いただけていない部分で若干ご不満があるのかなという気はしますが、我々なりに努力をさせていただいているということをご理解いた

だいた上で、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 次に、通告第3号、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。私は3点にわたって質問させていただきます。

まずはじめに、「妊産婦健診項目にHTLV-1の抗体検査導入を」という形で質問させていただきます。妊産婦健診につきましては、前回の定例会でさらなる拡充に向けまして質問をさせていただきましたけれども、今回は少し角度を変えて質問いたします。

ヒトT細胞白血病ウイルス1型（HTLV-1）とは、致死率が高い成人T細胞白血病（ATL）や排尿、歩行障害を引き起こす脊髄疾患（HAM）の原因ウイルスでございます。このウイルスを体内に持っておられる方（キャリア）は、全国で約120万人に上ると推定されております。ATLで年間約1000人の方が命を落とされております。HAM発症者は激痛や麻痺、歩行障害に苦しんでいますが、いまだに根本的な治療法は確立されておられません。

このウイルスは輸血や性交渉により、また母乳を介して母親から感染いたします。このうち輸血によります感染防止のために、献血時の抗体検査が1986年11月から導入され、新たな感染はほぼなくなっております。残る課題といたしましては、母乳を介した母親からの感染防止であります。

このウイルスの特徴は、発症するまでに40年から60年と期間が長いことであります。そのため自分自身がキャリアであると知らずに子どもを産み育て、数年後に自分自身が発症して、初めて我が子に感染させてしまったことを知らされるケースが少なくありません。この場合、母親の苦悩は言葉では言い表せません。

HTLV-1のキャリアは地域的な偏在が見られておりまして、九州の南西部、沖縄、四国、紀伊、三陸、東北、北海道に多く存在するとされております。こうした地域では、特に母子感染防止策といたしまして、妊産婦健診項目にHTLV-1抗体検査を導入し、抗体陽性妊婦の方への対応が必要と思われれます。感染した一部の人が上記のようなHTLV-1関連疾患を発病します。感染した人全員が発病するわけではございません。ほとんどの人は何の症状もあらわれず、感染していない人と同じように健康に生活することができます。感染力も弱く、ポイントを押さえて適切に防御することによりまして、他者に感染させることなく通常の生活を日常生活を送れます。

しかしながら、一部の感染者の方に重篤な病気を引き起こすことがあり、こうした病気を発症した患者の方を完全に治療することは、残念ながら現時点では大変難しい状況です。だから一人でも感染を広げることにはできないと考えておるわけでございます。ATLの生涯発症率は感染者全体の2.5から5%程度と言われております。HAMやHUはそれよりも少なく、ATLの数分の1程度の発症率と考えられています。

そこで、質問でありますけれども、1番目に、本市におきまして妊産婦健診項目にこのHTLV-1の抗体検査導入が必要と思われましても、この点の見解をお願いします。

2番目に、本市におきまして、過去にこの成人T細胞白血病(ATL)や脊髄疾患(HAM)等の患者さんがおられたのか伺います。

続きまして、「公園に遊具の導入を」につきまして質問させていただきます。

これまで公園の遊具といえばぶらんこや滑り台などの子ども向けが中心でありました。最近では介護予防に役立つ高齢者向けの健康遊具を設置する公園が徐々にふえております。

国土交通省は、1998年度から3年おきに都市公園の遊戯施設に関する調査を実施しております。この調査によりますと、2004年度では3年前の2001年度に比べまして、ゆりかご型ぶらんこが72%減り、つり輪で42%減、回転塔は17%減になっております。一方、健康遊具は33%増と、公園遊具の中ではトップの伸びを示しております。

また、公園遊具の業界大手の企業も、高齢者向けの健康遊具につきまして、介護予防や高齢者向けの筋力トレーニングが普及し始めた2004年夏ごろから注文がふえ初めて、2005年に入りますと7から8倍もふえたそうであります。今後もふえていくだろうと指摘しております。

さて、実際に健康遊具を設置している東京・千代田区におきましては、1番目に背伸ばしベンチ、2番目に上下ステップ、3番目にステップストレッチ、4番目に上半身ツイスト、5番目に助木、6番目に上半身アーチ、7番目に階段&スロープ、8番目に健康ウォーキングといった8種8基の健康遊具を西神田公園に設置しております。

例えば、この背伸ばしベンチにおきましては、両手を挙げて円形の背もたれによりかかると、自然に背筋が伸びて全身の筋肉をリラックスさせ、身体が固くなることで起こる腰痛や肩凝りを軽減させる運動効果がございます。また、上下ステップは手すりにつかまって高さの違う踏み段を順番に渡り歩くことによりまして、足の筋力のバランス感覚を向上させる運動効果があります。転倒防止にもつながるわけでありまして。

これらの遊具の側面には、適切な使用方法を図解入りで説明した看板が設置されており、

初心者でも気軽に使えるように配置されております。千代田区のアンケートによりますと、利用者の90%から「また利用したい」、95%以上は「自分ひとりでも利用できる」と大変好評になっております。

そこで、1年後に東郷元帥記念公園におきましても9種10基の健康遊具を設置しております。どちらの公園でも高齢者に限らず若者が利用したり、また子どもたちも工夫して遊び道具に活用している姿が見受けられるとのことでございます。区の担当者も、健康遊具が公園にあることで、高齢者が公園や外に出かけようという気持ちを持ってもらうだけでも非常にいいことだと強調しております。

また、愛知県東浦町では今年3月、町中心部の公園に15種類の健康遊具を設置しております。ここでは準備運動、バランス感覚運動、体力回復、また頭脳運動の4つのゾーンを順番に回り、足の裏を刺激したり、肩関節を柔軟にする運動などを行うことで高齢者の自宅での閉じこもり防止や介護予防を目指しているわけでございます。

また、2006年度版の高齢者白書によりますと、2005年10月1日現在、65歳以上の高齢者人口は2,560万人と過去最高を更新、総人口に占める割合も20.04%と20%を超えております。本格的な少子高齢化社会の到来によって、まちの公園も徐々に様相を変え始めております。

乳幼児のお母さんたちにとっては登竜門でありました公園デビューは、今は高齢者にも当てはまるものと変わりつつあります。子どもたちも安全で安心して遊べると同時に、高齢者も元気はつらつと集える公園へと転換が求められているのではないかと思います。

そこで伺いますけれども、1番目に、本市におきまして高齢者向け筋力トレーニングが平成17年度から実施されておりますが、その後トレーニングを受けられた方がどのように筋力トレーニングを続けておられるのか、見解を伺います。

2番目に、市内におきまして公園の健康遊具の導入がこれからの医療費抑制にもつながると考えられますが、この点について見解を伺います。

続きまして、3点目でございます。市内の公立施設の耐震化の推進についてお伺いさせていただきます。

公立小中学校の施設は、地震等の非常災害時に児童・生徒の生命を守ると共に、地域住民の緊急避難場所として役割を果たすことから、その安全性の確保は極めて重要でございます。公明党は公立小中学校の施設の耐震化事業をこれまで強く推進してきました。また、中国の四川省大地震や岩手・宮城内陸地震といった地震災害が相次ぐ中、学校施設の耐震

化が緊急の課題となっております。

文部科学省が6月20日に発表いたしました公立小中学校の耐震改修状況調査によりますと、4月1日現在でございますけれども、全国の学校施設12万7,164棟のうち、耐震性のある建物は7万9,215棟で、全体の62.3%であります。一方、耐震性がなく未改修の建物は4万3,109棟、全体の33.9%であり、耐震診断未実施の建物は4,840棟であり、全体の3.8%残っております。この耐震性がない建物と未診断の建物のうち、震度6以上の大規模地震で崩壊するおそれの高い構造耐震指標（I s 値）0.3未満の建物は1万棟以上に及ぶと推定されております。

この崩壊のおそれの高い学校施設については、昨年12月に取りまとめられた『安全プロジェクト』緊急に講ずる具体的な施策」等において、今後5年をめぐりに地方公共団体の実施する耐震化を図る対象として位置付けられており、早急な耐震化が求められております。

次に、市営永原住宅の安全性につきましてですけれども、建築してから40年以上も経っております、この件につきましては平成17年度12月の定例会で質問しておりますが、もう一度確認のため次の点につきまして質問させていただきます。

1、市内の学校施設の耐震化が早急に必要でありますけれども、今後の計画実施を施設ごとにどのように進めていかれるのか、見解を伺います。

2、市営永原住宅耐震化の審査は、確実に実施され、安全なのか、また電気、水道等の漏電、漏水については今後どのように進めていかれるのか、見解を伺います。

3、その他市内の公共施設の耐震化の調査の経過をどのように進めていかれるのか、見解を伺います。

以上、3点でございますけれども、よろしくごお願い申し上げます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の妊婦健診と公園に健康遊具のこの2つについてお答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、「妊婦健診項目にHTLV-1の抗体検査の導入を」についてお答え申し上げます。

現在、市内の妊婦が受診されております県内の産婦人科では、既に調査しましたところ、妊婦健診において、これまでの診察、血圧測定、尿検査の他、貧血、肝炎検査等の血液検査の項目とあわせまして、今お示ししていただいておりますHTLV-1の抗体検査が実

施されておるところでございます。なお、市ではこれまで検査項目を2回に限定して健診の公費負担をしていたところでございますけれども、今年度から健診回数をふやしていただけるようにということで、国からの指導もございますけれども、受診票10枚のチケットを交付するような形で、検査項目もすべてを含んだ形で妊婦健診の助成の拡大をしたところでございます。

2点目の、市内において過去に成人T細胞白血病や脊髄疾患等の患者がおられたかということでございますけれども、成人T細胞白血病や脊髄疾患に特化した疾病データについては、国、県においても現在のところ個別には存在しておりませんので、市としても把握はできておらない状況でございます。

なお、国は本年7月からこの成人T細胞白血病患者の数とかHTLV-1感染者数などの全国調査に着手をするという段階でございます。今後このような実態把握や分析が進めば、これらの病気に対する対応策も進むものと期待をしているところでございます。

続きまして、2点目の「公園に健康遊具の導入を」というご質問にお答えいたします。

1点目で、高齢者の筋力向上トレーニング教室の受講者のその後ということでご質問をいただいております。この教室につきましては、平成17年度から開始をし、1年のうち前期、後期に分けて年2回実施しているところで、今年度も既に8月から後期分2回目の教室に入ったところでございます。本年8月末現在の修了生は107名おられまして、このうち82名は筋力の維持、増進を図ることを目的に、野洲健康福祉センターで週2回、健康器具を使ったトレーニングやストレッチ体操等の筋肉トレーニング活動を行っておられます。仲間の皆様と共に楽しく継続されているところでございます。現在、この自主的なグループは4グループが活動されておりまして、自主グループに参加されていない方につきましても、市の総合体育館での自主トレや他の教室への参加、あるいは地域でのウォーキングなどで健康保持に努められております。なお、このグループ等の方で、市では年1回筋トレの修了生を対象に、体力測定を含めた研修会を実施し、修了後の支援も図っております。また、研修生の中には地域のふれあいサロン等でこれまで習っていただきました実技等を紹介するような形で介護予防のボランティアとして活躍されている方も誕生しております。

2点目の、市内の公園に健康遊具の導入ということでございますけれども、全国ではご紹介もあったように公園に健康遊具を導入されているという自治体が徐々にふえてきておりまして、高齢者の方にとりましては外出機会の拡大につながると共に、筋力の維持向上、

健康保持に役立ち、結果として医療費の抑制にもつながるものと認識をしております。今年度有隣館の隣接地におきまして、親と子がふれあい健康づくりに役立てていただけるよう公園整備を進めておるところでございまして、ここの公園におきまして健康遊具を設置するというところでございますので、ご理解を賜りまして、以上お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、矢野議員の市内の公立施設の耐震化の推進についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の学校施設の耐震化についてでございますけれども、当初予算及び6月議会で小中学校の校舎、体育館の耐震診断を進めるための予算をお認めいただいたところでございます。現在、三上、篠原、野洲小学校の校舎の耐震診断業務を行っております。本年10月ごろには調査結果が判明いたします。また篠原、祇王、野洲小学校の体育館につきましては、現在アスベスト調査を実施しており、この結果を踏まえまして、年度内には補強計画、あるいは改築計画を立て、補強の場合には耐震判定評価を関係機関に申請する予定でございます。

なお、以前もご説明申し上げましたとおり、この耐震判定評価には相当の期間を要すると思われませんが、平成21年度からは順次耐震診断結果に基づき必要な施設の耐震補強や改築の実施設計を行う計画であります。また、野洲中学校につきましては、現在新館の耐震補強と旧館の改築に向けた実施設計の手続を進めております。建築許可が下り次第、工事に着手する計画でございます。なお、最近ではこの建築確認にかなりの期間を要する事例が多く見受けられますけれども、できるだけ早期の工事着手に取りかかってまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、耐震診断結果を見極めた上で、早期の耐震化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の市営住宅の耐震化の審査及び電気、水道等の不備につきましては、先の定例会でも答弁させていただきましたとおり、昭和56年以前の公営住宅は永原第2団地の4棟でございます。平成15年には公共住宅耐震診断・改修マニュアルで定められた手法により、耐震診断を実施いたしております。その結果、いずれも耐震性能は良好との判断を受けております。また、電気、水道については現在のところ入居者の方から不具合の連絡等はいただいておりますけれども、不具合の連絡をいただきました段階でその都度点検及び修繕により対応をしておるところでございます。

3点目のその他公共施設耐震化調査の経過につきましては、昨年作成いたしました野洲市耐震改修促進計画によるその他公共施設では、保育園3園の耐震診断を平成19年度に実施され、いずれも耐震補強が必要との結果を受け、今年度改修計画を策定中でございます。幼稚園3園につきましては、先の6月議会に3園の耐震診断業務に係る補正予算を計上し、去る7月25日には業務委託契約を締結したところであります。

また、北比江の有隣館については、現在建て替え計画を検討いたしております。

また、社会福祉施設の2棟につきましては、今後予算化を行い、耐震診断をする予定となっております。本市といたしましても計画をいたしておりますけれども、平成27年度をめぐりに耐震化を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） それでは再質問させていただきます。

はじめに、妊産婦健診にHTLV-1の質問ですけれども、国が少子化対策の一環といたしまして、昨年度から胎児や母親の健康状態を診断する妊婦無料健診を従来の2回から5回に拡充しまして、本市におきましても10回、1回当たり2,500円、残りを自己負担という形でしていただいております。また、このHTLV-1に対しまして抗体検査に取り組むという考えを示していただきましたので、少し安心しているところでございます。このATLというのを少し紹介しますと、発症後生存期間は通常4カ月から5カ月、また2年になるようでございます。原因は腫瘍死か免疫不全による感染症であるようでございます。また、慢性型のATLによりますと、ATLは数年の経過をたどるが一部が急性型に移行して死亡するという大変怖い病気であります。また、HAMとありますけれども、これはHTLV-1のウイルスが引き起こす脊髄の病気でありまして、発症しますと歩行障害や排尿困難等が症状としてあらわれまして、HAMは全国では1,500人程度とお聞きしております。国の方ではようやく調査に今からかかるということでございますので、こういった点も監視していきたいと思っております。先ほどの妊産婦健診ですけれども、国の方では舩添厚生大臣が先日も妊産婦健診を完全無料化すると打ち出しておりますので、我が市におきましてそういった考えが今後あるのかどうか、この点を1点お伺いさせていただきます。

健康遊具でございますけれども、本市におきましても老人保健の特別予算を見ますと、

平成17年度から18年度に向けては約1億6,000万円ほどふえております。さらに19年度におきましては9,000万円もふえておるわけでごさいます、今後ますます医療費はふえていくのは避けられないとは思いますが、少しでも手当てすることによりまして、抑制はできると思っております。方法はいろいろあるのではないかと思いますけれども、その一つが健康遊具の導入でございます。高齢者の健康維持に貢献してくれると思いますが、今回新規の公園に計画していただいているという答弁をいただきましたけれども、既存の公園につきましての計画は全然考えておられないのか、そういった点を少しお伺いさせていただきます。

続きまして、市内の公立施設の耐震化でございます。今後の計画につきましては、先ほど全協でもこういった表をもらっておりますけれども、この中で6月の定例会でございますけれども、入札が行われております。この表をちょっと不審に思ったわけですが、答えられる範囲内で答えていただければいいと思うのですけれども、予定価格のほとんど半値で落札されているわけですね。11社でございます。こういった点、本当に半額で耐震診断ができるのか不安に思われないか、こういった点をお伺いいたします。

もう一点は、4番、5番、6番の業者が4件とも辞退されておるわけですが、入札の場合恐らく質問が出ていると思うのですけれども、この質問はどういった内容だったのか。そういった点もちょっとお伺いさせていただきます。

次に、市営永原住宅の件でございますけれども、平成17年度の12月定例会で質問させてもらいまして、同じような回答でございましたけれども、それに対しまして市民の方から、議会広報を見ていただきまして、質問状が来ております。ちょっと紹介させていただきますけれども、8月26日に意見を取りまとめてきて下さいましたけれども、ちょっと読ませていただきます。野洲市都市計画の市営住宅担当者と出会い、私が平成11年12月にかけて、永原第2団地2号棟の外壁塗装の改修工事の設計監理業務を受注したときの監理内容につきまして、以下のとおり説明をいたしました。恐らくご存知だと思うのですが、この時点で約30年近く経ってしまっていて、コンクリートはかなり中性化が進んで劣化しており、鉄筋も工事の粗雑な箇所がかなりあって、さびが進み、膨張して躯体のコンクリートも剥裂させていたため、剥裂箇所すべてを溝はつりして応急的に鉄筋をさびどめ剤で処理した後、コンクリート部分にはポリマーセメントモルタルにて補修しました。この費用がかなりかさんだことを当時の資料を見せて説明いたしましたということでございます。また、都市建設部長の回答のもととなっております公営住宅ストック総合活用計

画、作成が新洲株式会社と書いていますけれども、この資料を拝見したところ、この調査は正規の耐震診断法ではなく、財団法人日本建築防災協会発行の簡易耐震診断法に基づいて作成された報告書であります。この方法は間違いではありませんが、よくパンフレットにもある住宅の我が家の簡易耐震診断と同じで、調査範囲が少なく、結果は早く出ますが、荒っぽい方法の一つでございますとなっております。この報告書に基づきまして、新耐震基準に合致しているのかとの躯体の安全性について、長期耐用のための十分な性能を有しているとの回答は、いささか疑問が残ります。また、今後は塗装の塗り替えのみを講じていくとのことですが、前にも述べましたとおり、2号棟でもかなりの鉄筋さびによる躯体コンクリートの剥裂が見受けられているのに、その他の棟はないとは考えられません。また、参考資料が付いているわけでございますけれども、ひび割れ建物の耐震診断時の部分的なコンクリートのコア抜きの結果で強度があるといってもひび割れ状態が採取したわけではなく、もう少し建築全体を考えて結論を出すべきであるという意見書ももらっているわけでございますけれども、本当に耐震化が十分であるのか、住んでおられる方に大丈夫ですよと言えるのか。平成15年度ですか、そのときの資料をできたら提示していただきたいと思うのですけれども、この点についてお伺いさせていただきます。

それともう一点は、この計画書には三上小学校の屋内運動場の計画が載っておりませんが、この点もお伺いさせていただきます。

もう一点、保育所に関しましては、全然計画が載っていないわけでありまして、平成21年度の国県要望書の方にすり替えた状態で載っているわけでございます。これによりますと、平成18年度から公立保育園施設に係る交付金が廃止され、一般財源化されたところであり、逼迫する財政状況の中、地方債の借入れを財源としなければならず、事業の実施については困難を極める状態である。事実、早期着工のために総合的な施策を創設して、これは国、県に要望しているようでございますけれども、市はどう考えておられるのか。こういった点をお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 克君） 市民健康福祉部長。

○市民健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、健診で国は無料化というようなことで市としてどう取り組んでいくのかというお尋ねでございます。先ほど申し上げましたように、これまでの2回の部分が10回

ということで、市としましては必要ならば2枚を同時に、5,000円分を使っていただくというような形で柔軟にしております。ただ、これまでの予算額と比べまして倍の、今年度1,290万円の健診予算ということで、前年度の2倍余りの予算を付けていただいて健診補助をするということになります。国の考え方が少し回数増をしていきたいというようなことがありますけれども、また具体的な推進というのは明らかにされていない状況ですけれども、今の財政状況を踏まえまして、一定国の何らかの形の支援がなければさらに拡大するのはなかなか難しいなということを思っております。

2点目の既存の公園に健康遊具というお尋ねでございますけれども、現在既存の公園としては都市公園、農村公園、そして児童公園という3つの区分の中で137カ所の公園がございます。健康遊具ということで、今後もできるだけ健康のためには設置をしてまいりたいと考えておりますけれども、なかなか新たな遊具を設置するという、限られた中であるということがありますので、どうしても子どものニーズを中心とした滑り台等の遊具の更新等にとどまるということになりますけれども、ある程度予算を付けていただくような公園整備につきましては、そういう健康遊具も視野に入れまして、それぞれの担当が設置できるといいますか、改修のときに少しニーズを踏まえまして健康遊具についても考えてまいりたいと考えております。

あわせて、次の耐震化の中で保育園の耐震化の県要望等のことについてお尋ねをいただいております。保育園につきましても診断業務が終わりまして、22年から24年ぐらいの間に財政計画の中で、耐震化をしてまいりたいと考えております。実は義務教育施設につきましては、一定限の耐震化の補助がありますけれども、厚生労働省の方にはそのような制度がない。運営費も公設については交付税算入ということですので、同じ就学前の子どもたちが通う幼稚園などの施設と同じように何らかの国の支援というものを、新たな制度創設もしていただいて、いち早く安心して子どもたちの通える施設整備も義務教育施設と同じような形で進めてまいりたいということで要望したものでございまして、今後もし少し計画的に耐震化にできるだけ早く着手してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、お答えとさせていただきます。

○議長（林 克君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 矢野議員の再質問の中の教育委員会に関わる分野で2点あったと考えております。まず1点目には小学校とか幼稚園の校舎の耐震診断業務で安価で落札しているというようなことの中で、その原因といいますか、そういったご質問が1点あ

ったと思います。

耐震診断業務につきましては、通常の資材を調達する一般的な工事の概念と異なりまして、人件費とか電算システムの稼働費が主な必要経費でございます。企業の受注意欲が高いことから、このような安価で落札したものと思っております。既に現に打ち合わせ等も開始しておりまして、実績のある業者でございますので、問題はないと考えております。

また、辞退が非常に多かった、事前の質問はどうだったのかというご質問がございましたが、小学校の耐震診断業務につきましては、特に質問等はございませんでした。辞退の原因、理由は不明でございます。

それと最後に、三上小学校の体育館、屋内運動場でございますけれども、こちらの方は、1, 211平米でございますけれども、昭和60年3月竣工でございますので、新耐震基準に合致しておりますので、耐震診断あるいは補強の必要はないということでございます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（林 克君） 都市建設部長。

○都市建設部長（堤 文男君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、市営住宅の件でございますけれども、この耐震診断、先ほどちょっとご説明を申し上げましたけれども、簡易診断ではないかというふうなことでもう少し詳細な診断が必要ではないかというお話でございましたけれども、確かに平成15年実施しておりますのは、公共住宅の耐震診断・改修マニュアルに沿って定められた手法による簡易診断というふうなことで、簡易診断法で実際には診断をさせていただいております。そのときにもコンクリートコア強度及び中性化深さの評価の結果等も出ておりまして、躯体の安全性については長期耐用を図るのに十分な性能を有しているというふうな結果でございました。また、その他バルコニーとかそういったものについては、外壁改修の実施をしなければならないとか、そういった部分もございます。4棟とも躯体部分についてはグレードがAということで、そういった評価を得ております。また、当時の資料もございますので、その辺はまたお見せできると思ひます。

○議長（林 克君） 矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 質問ではないのですけれども、学校施設におきましてはいよいよ今計画が出ていますので、先ほどの耐震化の予算、間違いないということでありますので、くれぐれもこれが間違ったら最悪な状態になるわけでございますので、こういった点もチ

チェックしていただくよう要望しておきます。

永原の住宅につきましては、できたら資料を提示していただきますよう要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上でございます。

○議長（林 克君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 克君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明5日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。（午後4時36分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成20年9月4日

野洲市議会議長 林 克

署 名 議 員 川 口 東 洋

署 名 議 員 西 本 俊 吉